

令和元年第2回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和元年6月13日（木曜日）

◎出席議員（13名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君
11番 木 村 明 雄 君	12番 井 脇 昌 美 君
13番 吉 田 敏 男 君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	西 岡 潤 君

◎議事日程

- 日程第 1 請 願 第 1 号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る請願書
(総務産業常任委員会) < P 3 >
- 日程第 2 一般質問< P 3 ~ P 4 6 >

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 6月7日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日、6月13日は、最初に、6月4日の本会議において総務産業常任委員会へ付託いたしました、請願第1号について審査報告を受け、審議を行います。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 請願第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第1 請願第1号日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る請願書の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、採択です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、請願第1号日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る請願書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は、採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、請願第1号日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る請願書の件は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番高橋健一君。

○7番（高橋健一君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従って一般質問をさせていただきます。

質問事項。足寄町の現在の財政状況と今後の財政運営について。

1、基金について。

災害対策や公共施設の老朽化対策など、将来の備えとして基金の積み立ては必要不可欠だと思います。足寄町の現在の基金残高は4月末現在40億円、概数です。今後、この数字を維持できるのかどうかをお伺いしたい。

2、町債について。

近年、町債が公債費を上回る赤字財政が続いているように思われます。ただ、町債の中に、元利償還の負担が少なく過疎地域の貴重な財源となっている辺地対策事業債、過疎対策事業債があります。これらはどのような事業に使われているか。また、補填率は幾らかをお伺いしたい。

3、地方交付税について。

地方交付税は足寄町にとって貴重な財源になっていますが、人口減少に伴って減額を余儀なくされています。今年度の地方交付税の予算額は41億2,000万円、前年度は41億8,000万円、前々年度は42億4,000万円となっています。これは、「地方経済の再生なくして日本経済の再生なし」の国民の声に逆行しています。減額を食いとめる方法はないか、町長の見解をお伺いしたい。

4、国民健康保険病院事業会計の一般会計からの赤字補填について。

国民健康保険病院対策費が年々増加してい

ます。平成29年度4億7,500万円、30年度4億9,500万円、31年度は当初予算で5億6,500万円になっています。この病院費の増加はどこに原因があるか、お伺いしたい。

また、この多額の赤字補填は、将来確実に町の財政を圧迫します。この緊急の課題に町長はどう取り組んでいくかをお伺いしたい。

5、今後の財政運営について。

少子高齢化が加速度的に進んでいます。交付税は減らされ、補助金も頭打ちです。さらに町の負担が大きくなることが予想されます。このような状況下で、今年度100億円を超える予算が一般会計に計上されました。将来の子供たちに大きな借金を残すことにはならないか心配です。ここで明確な財源確保の道筋を示していただきたい。町長の見解をお伺いします。

一括して、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高橋健一議員の足寄町の現在の財政状況と今後の財政運営についての一般質問にお答えをいたします。

1点目の基金についてであります。平成30年度末現在の基金残高は、一般会計で13基金58億7,726万円、うち年度間の財政不均衡を調整するための財政調整基金残高は19億2,745万6,000円。特別会計では2基金1億2,220万円、土地開発基金を除く基金残高は合計59億9,946万円を有しております。

前年度末残高と比較をいたしますと、取り崩しにより財政調整基金は6億6,560万4,000円減少し、全基金合計では7億1,203万6,000円減少しております。

本年度予算におきましても、6月補正時点で財政調整基金から10億5,094万4,000円の繰入金計上しており、基金残高は減少する見込みですが、今後は事業の見直しや経費を削減し、繰入金の縮小に向けて取り組んでまいります。

2点目の町債についてであります。辺地

対策事業債は元利償還金の80%、過疎対策事業債は70%が普通交付税措置されるため、財政上有利な起債となっております。

過疎対策事業債はハード分とソフト分に分かれており、近年におけるハード事業では、むすびれっじ・学校給食センターの建設、町民センター・小中学校の大規模改修、道路及び水道施設の整備など、ソフト分では、住環境・店舗等整備補助金や足寄高等学校振興事業、国保病院操出金など、可能な限り活用することとしております。

次に辺地対策事業債は、市街地を除く辺地計画を策定した地区の事業に活用しており、過疎対策事業債と比較し、活用用途は若干狭くなりますが、交付税措置率が高いため、辺地対策事業債の活用を優先して事業実施しております。

3点目の地方交付税についてであります。地方交付税の大部分を占める普通交付税の交付額は、国から示された全国共通の算式に人口や道路延長、起債額等の明確な数値を用いて算定されております。

本年度の交付額は仮算定の結果、前年度と比較し大幅な減少はないものと見込んでおりますが、今後も国の動向を見守りつつ適切な対応を図ってまいります。

4点目の国民健康保険病院事業会計の一般会計からの赤字補填についてであります。公立病院を含む地方公共企業は、原則として独立採算を求められておりますが、その一方で、地方公営企業法の規定により、特定の条件を満たす経費については、自治体が公営企業への操出金として経費を負担することとされています。これにより、公立病院事業の場合には、自治体の多くが救急医療等、採算性をとることが困難である経費に対して負担金等の繰り入れを行っております。

御質問の国民健康保険病院対策費が年々増加している要因についてですが、各種負担金のうち、不採算地区病院運営経費負担金において、地域枠医師を新たに採用したことによる給与費増加に伴うものなど、また、建設改

良経費出資金にあつては、CT装置導入等高額な医療機器の更新に伴うものによるものでございます。

本町におきましても、毎年年度当初に発出される総務省通知による操出基準に基づき、特定の条件を満たす経費については、ルールに沿った一般会計負担金等として、基準内の繰り入れを行っておりますが、基準に基づかず自治体が独自に行う基準外繰入はこれまで実施しておりません。

この基準内の繰入金に対し、毎年約2億数千円が国から交付税等により措置されておりますが、現状として、多額の繰り入れを行っていることにはありませんので、まずは毎年的一般会計からの繰入金の額を少しでも減らしていくことが先決であると考えており、そのためには安定的な収益確保と経費削減が必要不可欠なことから、さまざまな角度から経営改善に向けた取り組みを進めているところです。

人口減少や少子高齢化、診療報酬改定など、自治体病院を取り巻く環境は年々厳しさを増しておりますが、町内唯一の一般病床を有する救急告知医療機関として、地域に果たす役割は非常に重要であると認識しており、町民が住みなれた地域で、いつまでも安心して医療が受けられるよう、今後も必要な医療を確保してまいりたいと考えております。

5点目の今後の財政運営についてですが、1点目でお答えしたとおり、平成30年度末現在の基金は59億9,946万円の残高を有しており、すぐに財政運営に支障を及ぼすことはないものと考えております。しかし、近年の一般会計予算において財政調整期金繰入金の計上が多額となっておりますことから、今後においては繰入金の縮小に向けて、これまで以上に政策の優先順位に基づく事業の取捨選択を徹底するとともに、補助金や交付税措置率の高い有利な起債の活用など、町の将来的な負担が少なくなるよう、厳しい精査に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

高橋健一議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。7番。

○7番（高橋健一君） まず基金についてですが、30年度の残高が59億9,946万円。私が調べた、ちょっと少ないなと思って見たのですけれども、議長報告の最後、基金集計表の一番最後に、基金残高合計が40億8,753万6,468円、この数字と大分かけ離れてますけれども、これちょっと説明していただきたいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 簡単な概略でお話ししますと、議長報告のやつというのは現金の、今現金が幾らあるかというものでございます。その額が四十数億円で、そこで振替運用ということで、一般会計なり普通会計が歳計現金が、5月末に起債を借りるわけなのですけれども、それが例えば20億円借りると、その20億円を借りるまでには、その年度の支出や工事請負費とか、もう既に1月までに払っているということで、起債で借りるまでは20億円が足りない、その分を何も貯金とかなければ銀行から一時借入金として借りるわけなのですけれども、自分の懐に貯金、基金がございますので、59億円の中から20億円を一時借入れ、振替運用という形で借りるという形で、現金としては残っているのは四十数億円ですけれども、実は20億円ここの基金になる右のポケットから左の会計のほうに借りていると、そちらが表現されてないということで、現ナマとしてそこにあるというのは四十数億円ですけれども、20億円一般会計に貸していたということで、間違いなく59億9,946万円の現金というか、預金残高がありまして、それが引き続き保有している状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） わかりました。安心

しました。随分40億円減っているなど思ったので、びっくりしましたけれども、実際は59億円あるということですね。しかし、平成29年度の決算状況、決算の中の基金残高は67億円あるのですよね。67億4,478万円。やはりだんだん、だんだん減ってきているのではないかと思うのですよ。だから、これからの四、五年の見通しですよ。ふえる可能性はないのか。例えば上士幌はふるさと納税で基金をどっと残してますけれどもね。足寄町はふやす要素があるのか、どんどん減ってどのぐらい減額されていくのか、ちょっとその辺のざっくり説明をお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 基金の今後の動向といますか、動きというのでありますけれども、先ほどお答えをしましたように、ことしについても基金の取り崩しをしなければならないというような中身になってございますので、基金としては、今後の状況でいけば減っていくような状況になるのかなというように思っています。

それで、やっぱり減っていく状況、全く基金がどんどん、どんどん使っていけばいいということにはなりませんので、やはり基金をなるべく減らさないような方法、なるべく一般財源とといいますか、毎年毎年の会計の中で、事業の中で繰入金が出ないような、繰入金ではなく繰入金が少ないような、そういうような事業の内容、そういったものを見直ししながら、なるべく繰入金が多くならないように、そんな形にしていかなければならないというように思っています。

なかなか、積み立てをするという部分でいくと、なかなか毎年毎年のお金の中で、余裕があれば積み立てるということはできるのですけれども、そういうような状況には今やっぱりないというようなこともありますので、入ってくるという、基金にお金が入ってくるということはやはり余り考えられないと。そういうことから考えれば、やはり出す部分を

少なくしながら、基金をある程度の金額はやっぱり維持をしていかなければならないというぐあいに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） わかりました。

やはり基金は大事ですので、やはり会社でいえば内部留保みたいなものですから、やはり危機に備えてしっかりとした基金を蓄えるようにしていただきたいと思います。

次は交付税、交付税の中でもいわゆる有利な、違うね。交付税の中でひとつ気になったのが、交付税に入れていいのかな、町債に入れていいのかな。これ、臨時財政対策債というのがありますね。これ交付税の中に一緒になって計算されている場合と、それから負債の中で、いわゆる町債の中に組み込まれているのか、これどういう性質のものなのか。ちょっとお尋ねします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 臨時財政対策債でありますけれども、言葉のとおり臨時財政対策債でありますので、起債になります。ただ、この起債の部分でありますけれども、もともと平成13年ぐらいまでずっと成り立ちとしてはさかのぼるわけでありますけれども、国のほうで地方交付税として必要な財源というのはなかなか確保できなかったときに、国債でしたか、国も借入れをしてその分を埋めていたというか、地方交付税としての財源を確保した。これを国と地方が折半をしながら、お互いに、国は国で借りる、自治体も自治体で借入れを起こしながら、足りない分をカバーしていこうと、地方交付税としてのカバーをしていこうというようなことで、そういう制度ができたのが財政対策債なんですけれども、そういう形になっていまして、自治体としても借入れを起こさなければならないと。それは借金として、言ってみれば借金として見なければならない部分なんですけれども、この部分については、その元利

償還金については100%交付税で措置がされるという形になりますので、言ってみれば交付税の代替措置みたいな形になってます。

なので、交付税と財政対策債、これ合わせた額が、言ってみれば本来の交付税の額になります。

だけれども、先ほども言ったように、国と地方でとりあえず足りない部分の財源はお互いに起債を出して、それで埋めていこうということで、そのときにはそれで埋めていったという形になっています。それは後で補填がされると。100%補填されるということですので、言ってみれば、地方交付税と同じように意味合いになるということで、場合によっては歳入のほうに入ってみたり、歳入というか交付税と一緒にあったみたり、場合によっては起債の額のほうに入ってみたりというような形になっております。

ただ、全体として考えていけば、言ってみれば、借金ではありますけれども、後々きちんと入ってくるお金と、交付税として入ってくるお金という考え方になりますので、交付税と同じようなものというように考えていただいて構わないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） 納得しました。町債の中にも入っているし、交付税の中にも入って、分離されてしているのです、どうしたことなのかと思ったのですけれども、しかしあれですね。補填率100%ありがたいですね。全部国で見られるのですね。

それからさっきも聞いたのですけれども、辺地対策債は80%、町の負担20%ですね。過疎債に関しては30%の負担。ありがたいでどんどん使えばいいと思うのですけれども、やはり借金は借金ですので、やはりそれは計画的にやっていただきたいと、そういうふうに思っています。

次は、病院の問題です。

かなり病院費がふえていってますよね。何

かもすごい率でふえていくので、ちょっとびっくりしているのですけれども。その点についてですね、将来を考えて、やはりこれ対策を立てていかなければいけないのではないかと。こんなに大きな負債を抱えて、これからやっていけるのかどうかということで、これが参考になるかどうかわからないのですけれども、ここに記事がある、文藝春秋の記事なのですけれども、これは森田洋之さんという夕張市の病院の院長先生をされた方の手記なのです。題名がすごいのですよね。「病院がなくても人は穏やかに死ぬる」というのです。病院がなくてもという条件がついている。これとんでもない考えで、これが足寄町の中に、足寄町の人たちに賛成されるかどうかかわからないのですけれども、聞いてみるとなるほどなという気がします。夕張も10万人を超えた人口が今では8,000人を切る、そういうものすごい人口減少率を示している町ですけれども、年寄りには年寄りなりに幸せにやっているのだというような考え方です。

夕張の場合は、171床の市立総合病院があったのです。それが閉鎖されました。そして、その後に公設民営の19床の診療所と40床の介護老人保健施設に変わったということです。お医者さんも減りまして、勤務する医者は二、三人。外来や小児科の専門医がいなくなったと。そして救急指定病院もありませんということです。それでも、市立総合病院が閉鎖された後の夕張の高齢者医療はどうなったかということ、1人当たりの医療費はずっと減りました。死亡率は変わらず、健康被害も出ていないということなのです。これも一つの参考になるかどうかかわからないのですけれども、しかし、そのための条件があるのでよね。夕張では予防医療を重視して在宅医療と訪問診療の介護を充実させる。そういうことで、今までの結果を出してきた。やはりきずなののですよね。やっぱり市民のきずなが中心となって、そのきずなを結びつけることによってもってきたのだと。夕張はも

とも炭鉱の労働者がたくさん集まってきて、そしてどちらかという見ず知らずの人の集合体だったかもしれませんが、同じ職場にいることによってきずなを深めてきたという、そういう伝統があるのですよね。それが日本に当てはまるかどうかわかりませんが、足寄はこういう地域社会ですからね、そういうきずなに関してはきっちりしたものをつくることではないかと、私は思っているのですよね。

それで、夕張ってすごくいいなと思ったのは、100歳を超えてもひとり暮らしをしていた認知症のおばあちゃんがいる。102歳のときに大腿骨を骨折して、岩見沢の病院に入院したのですが、元気に歩いて帰ってきました。このおばあちゃんが生き生きと暮らせるのは、本人が希望する自宅でのひとり暮らしを継続するため、地域みんなで考え、何となく見守っていたからです。僕はこうした地域のつながりをきずな預金と呼んでいますということですが、とにかくきずなを大事にすれば、これからの医療の、何というのかな、よくなる、そういうヒントがあるのではないかな。いわゆる地域のきずなづくりが医療を非常にいいものにしていくのではないかなという発想なのですから。何かヒントになるのではないかな。直接足寄町、今国保病院やめるとか、そういうこと言っているわけではないのですけれども。とにかく大事ですから、いろいろな人たちの協力、きずなを深めながら医療を展開していくことが大事なのではないかなと私は思っているのですけれども、これについて、急にとっぴな話になりましたけれども、もしも町長の意見を伺えれば、一言よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） きずなということでお話があったけれども、介護の分野にもちよっとなってしまう部分もありますけれども、足寄町の場合は医療と介護と保健・福祉の連携システムという部分もありますけれども、幾つになってもひとりになって

も暮らし続けられる、そういうまちづくりといった部分では、今のお話というのは非常に共通する部分なのかなというように考えています。訪問診療ですとか、訪問介護、そういったものも当然大切になってきますし、いかに自宅でいつまでも暮らすことができるか、住みなれた地域で暮らし続けることができるかというのが、やはりこれからの医療とそれから介護、そういったものをいかに充実させていくのかといった部分につながっていく部分なのかなというふうに考えているところでございます。

病院についても、今一定の赤字、赤字というか、一般会計からの繰り入れもしておりますけれども、当然ルールに従った部分での繰り入れということで先ほどお話しさせていただきましたが、金額が多少大きくなってきている部分もありますが、やはり町民の方たちが安心して暮らしていけるための、そういった部分のお金であるというように考えておりますので、これは幾らでもいいよということには確かにならない部分もありますけれども、経営改善、そういったものも含めて計画もつくりながら進めていくということでもありますので、いろいろと足寄町の中の住民の人たちが、先ほどの話になりますけれども、幾つになっても、ひとりになっても暮らし続けていける、そういうまちづくりのためには必要なものかなというふうに、こう考えています。

やはり地域のきずなという部分は、どこの地域にとっても非常に大切なものではないかなというように思っておりますので、そういったものも参考にさせていただきながら、今後のまちづくりに努めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） 最後、総括ということになるのでありますが、やはり今回の予算100億円を超えるという、やはり悲観論者なのですかね、私は。ちょっと心配になって

きますよね。やはり我々はやっぱり身の丈に合った、そういう暮らしでやはり身の丈に合った財政運営でいいのでないかなと、私はそう思ってます。でも、町民も何でもかんでも行政にお願いするとか、何でもかんでも医療にお願いするという、そういう態度もちょっといかがなものかなと。自分の中で考えるのはまず自助、自分で自分のこと考えるのだと。だけれども高齢化するとそうはいかなくなりますよね。だから次にやっぱり共助ということになるのですかね。みんなで助け合おうじゃないか。これがやっぱり一番大事なのだと。それから公助ということで、行政いろいろな医療機関なんか加わってきて、総合的にすばらしい体制が整っていくのではと、私はないかと思うのですね。

やはり、何かやっぱり心配なのは、借金をどんどん、どんどん減らして行って、苦しいのにさらに次の世代に負担を大きくするのとかという、そういうのがどうしても今でも心配なのですよね。ちょっとまだ勉強不足で何とか行政、町長さんも頑張ってもらっているので、何とか乗り越えようとする努力はわかるのですけれども、まだ何か心配な部分を、最後に町長、私の気持ちをちょっと払拭させてください。こういう不安な気持ちを払拭させる一言をよろしくお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

私もどちらかといえばネガティブというか、悲観論者とまではいかないかもしれませんが、そんなに明るく明るく、先を明るく明るくという、そういう性格ではありません。そういった意味で高橋議員から今お話ありましたように、いろいろとこれからまだまだ借金がふえていったらどうなのかと、子供たちに借金だけを残して大丈夫なのかというようなお話でございましたけれども、確かに借金も借金、いわゆる町債ですね。町債もふえては、若干ふえてきてますね。安久津町長の時代に町債を減らそうということで、一

時期、安久津町長がたしか町長になったとき140億円近いたしか起債があったと思うのですけれども、それで一時期100億円を切った時期もございましたが、またちょっとまた最近ふえてきているというような状況であります。

ただ、起債、借金、借金がふえてますよということでありましてけれども、ただ借金だけが残ったのかということですよ。借金だけが本当に残ったのかどうか。これは決してそうではないのではないかなというように僕は思ってます。借金をして、いろいろな事業をやりました。いろいろな財産ができています。これが残っているのではないのでしょうか。借金も確かにあるかもしれないけれども、その借金をしながらいろいろな財産ができてきている。この財産というのは、これからはずっと使えるわけですよ。20年、30年使えるわけですよ。もっと使えるかもしれないかもしれませんけれども。これというのは、確かに借金はふえているけれども、そういう財産をこれからの人たちがみんな使っていけるわけですよ。ですから、必ずしも借金だけが残ったわけではなくて、そういう財産が残ったということでありまして。

これというのは、こういう建物、必要な建物がありますよ。これを建てるのに、建てるだけのお金が必要ですよとなったときに、このお金がたまってから建てるか。例えば10億円かかるのだったら、10億円お金がたまったから、ためてから建てるか。もしくは今、確かに借金ではありますけれども、借金をして建てるか。そうすると、お金がたまってから建てますよとなると、この例えばたまるまでの期間、誰も恩恵は受けないわけですよ。お金ためているだけです。だからお金ためているためにずっと税金もいただきながらずっとためている。でき上がったところから、そうしたらそれで確かに借金はないかもしれないけれども、それから恩恵を受ける。今借金をして建てて、そうすると借金は残っているけれども、これをずっと今いる人

たちもみんな使っていくことができる。そうすると、そうやって考えていくと、借金というのは未来にわたって子供たちに残していく、借金だけが残るということではなくて、費用の負担をみんなで、今の世代の人たちも子供たちも、その建物が例えば使えらしたら、それをみんなでその負担を、みんなで分担しながら建てていく。その建物に対しての費用も負担するし、それからそこからの利益も得るといような形になるのではないのかなと考えてます。

ですから、借金が必ずしも悪いわけではなくて、費用の負担をみんなで、自分たちの世代もそれから子供たちの世代も一緒にみんな負担していこうと。そういうような均等に負担していこうという、そういうような形になるのかなというように思ってます。これが何も残らない、借金して何かやったけれども、何も残らなかったよということだと、これは本当に借金だけが残ってしまうという形になります。

そういった意味でいくと、借金して建てましたよ、これがずっとしばらくは使われていたけれども、途中から前々使われなくなって、何か無用の長物になってしまったよだとかというようになると、これは負の財産が残ってしまったという形にもなりますけれども、なるべくそういうような形にならないように、いろいろと先々を考えながら、ものを、起債も考えながら、起債をしながら、そういった形で今後のまちづくりをしていくというように考えておりますので、なるべく借金はないように、ないほうがいいわけでありますから、なるべく少なくはしなければならぬというように考えておりますけれども、ただしやはり必要なときには起債も必要ということで考えておりますので、御理解いただければというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一） もちろん借金が悪いと

言っているわけではなくて、身の丈を超えた借金が困るということですよ。そして、あれもこれもはできない時代なのですけれども、あれがこれがのそういう選択が必要な時代になってくると思うのですよね。そして、お金をつぎ込んだけれども、これはだめだというふうに考えたらすぐぶった切ると、そういう姿勢も大事だと思ってます。あれかこれかですよ。それもあれかこれかを選択するときにやはり町民を巻き込むというか、町民と一緒に町をつくっていくような、そういう姿勢が大事なのではないかと。行政が先走ってやってしまうと、非常に町民から反発を受けるようなことがありますので、とにかく町民目線で皆と話し合って、そしてこれからの財政運営をしていっていただきたいと思えます。まだ私は勉強不足ですけれども、もう少し勉強してまた帰ってまいりますので、どうぞまたよろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、7番高橋健一君の一般質問を終わります。

次に、11番木村明雄君。

○11番（木村明雄君） 11番、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

我が町の浴場対策について。

この件につきましては、一昨年の秋にも私、一般質問をいたしました。今回新町長が誕生したこともあり、新たな考えでどう進もうとしているのか、お伺いをいたします。

30年間続いた足寄温泉も一昨年の秋、老朽化に伴い10月ころでしたか、廃業になり、我が町の町中には入浴施設のない状況になりました。それに伴い、町としても苦渋の選択として、入浴施設のない人たちに対し、町の施設むすびれっじの浴場を開放し、当初約40名の利用者がおると聞いておりました。私の考えとしては、ここはあくまでもむすびれっじの施設であり、当初入浴者計画の人数は大幅に異なっているのではないかと考

えます。

むすびれっじに入居している利用者の気持ち、または入浴施設のない利用者の気持ち、これらを考えますと、むすびれっじの浴場はあくまでもむすびれっじの浴場施設であり、後には無理が生じるおそれがあると考えられるわけでありです。

現在、町なかに浴場がないための短期使用であり、何年も何十年もの長期使用にはならないと考えるわけですが、対策はあるのか、これについて、今までの経過と今後の進むべき考えをお伺いいたします。

それと、町長の選挙リーフレットの中で、温泉源を活用した町民浴場建設に向け、努力をいたします、とあります。これは具体的にどのようなことなのか、私たち大きな希望を抱いてよいものなのか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 木村議員の、我が町の浴場対策についての一般質問にお答えをいたします。

今までの経過を振り返ってみますと、平成29年10月に足寄温泉が廃業することとなり、町として公衆浴場の確保策について検討した結果、高齢者等複合施設むすびれっじの浴場を代替施設として利用することを決定し、議会に対しましては、全員協議会で説明をさせていただくとともに、町民の皆様に周知を行い、利用希望者を確定し、同年10月26日から利用を開始をいたしました。

平成31年3月末現在、55名の利用者登録をいただいております。

浴場につきましては、日曜休止としており、男女時間別の利用など、制約もありますが、一日平均14人程度の利用があり、平成31年3月末まで、延べ5,570人の利用をいただいているところであります。

足寄温泉廃業後の本町の浴場対策については、議会においても活発な議論をいただき、関心の高い課題であると考えておりますが、これまでの町の考え方としては、市街地に公

衆浴場が必要であることは認識しており、採算性等を考慮すると町が整備運営することは困難であります。民間事業者が浴場を再開していただけるのであれば、議会と相談した上で、町としての支援は惜しまないということでした。

私の考えも前町長と基本的には変わらず、民間事業者が公衆浴場を設置していただけるのであれば、町としてできる限りの支援をしていく所存であります。民間事業者による設置が困難な状況が続いており、いろいろな可能性を探っていかなければならないと考えております。

採算面や財政負担を考えると、積極的に観光客の受け入れをする施設まで必要なかどうか、整備の手法として既存の温泉や施設の活用ができないかなどの検討が必要であり、まずは役場内で関係課を集め、検討を進めたいと考えております。

以上、木村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

11番。

○11番（木村明雄君） それでは、再質問をいたします。

おかげさまで、我が町足寄町は温泉源に恵まれております。町の近くにおきましても郊南旧足寄温泉跡、それから里見が丘温泉プール、それから銀河の里ケアハウス、これら三つの温泉源が現在365日四六時中温泉が湧き出ているわけですが、温度、それから湯量、立地条件、これら予算を伴うわけですが、町民がどうしてもこの温泉が必要だということであれば、これらについてこの調査をし、そして前向きに進めていく必要があるのではないかと、私はそんなことを考えるわけですが、これについて町長の所見を伺いたいと思います。

それと、ひとつ温水を、温泉を掘り当てるとするならば、ちなみに幾らぐらいの費用がかかるのか、これについてもお伺いをしたい

と思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

今お話ありましたように、いろいろと足寄には温泉がいっぱいあって、ただそれはお風呂としては、足寄町で持っている泉源についてはお風呂として使っているのはケアハウスのところぐらいですね。あとはほかには足湯ですとか、それから健康プールだとかにも使っておりますけれども、そういう形でお風呂に使っているというのはほかにはございませんが、先ほど答弁の中でもお話ししましたように、町民の方たちが、町内に公衆浴場がないといった部分で必要性というのは町としても、前安久津町長も話しておりますけれども、その必要性というのは十分認識をしているところであります。

それで、今後の部分でいくと、先ほども申し上げましたように、なかなか民間事業者でやっていただければ本当はいいのですけれども、なかなかそこが進んでいかないという部分で、今後の部分町としてどうするのかといった部分を庁内、庁内というか、役場内でまずは関係課集まって、先ほど申し上げましたように、整備の手法ですとか、それから本当に必要なかどうなのか、そういったものも含めて検討していく場をつくりたいなというように考えているところであります。

ボーリングの費用ですけれども、これは前の議会の中でも話がされていたかなというように思いますけれども、掘る深さによってもまたこれ違いますので、一概には言えないのかなというように思っていますが、やはり1億円程度のお金はやっぱりかかるのだろうなというように思っております。

そのあたりは具体的にきちんと詰めたものというか、したのではなくて、本当にざっくりと概算でありますけれども、そのぐらいの金額かなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） ただいま1億円と、そのぐらいはかかるのでないかということをお聞きをいたしました。しかしながら、これ皆さんそれぞれに、この浴場問題は大きなやっぱり予算を伴う頭の痛い懸案事項の一つだと考えます。私もこの町の中でお会いをした皆さんとお話をする機会多々あるわけがあります。皆さんは口々に足寄の中心、道の駅周辺に温泉があればなど、散歩をしながら、またはジョギングをしながら温泉に行けるのにと、それからまた相当お年を召したおばあさんでしたが、もう私は年なんだけど、私の生きてるうちに温泉ができてほしいなど、そんなことを願う意見が多々ありました。

そこでまずお伺いをいたします。

温泉または浴場をつくるに当たり、その場所的な問題もあると私は考えます。町の皆さんが住んでいるところを中心に考えなければいけないとも考えます。車に乗り30分、または40分も走り、浴場にたどり着くというのは、これからの高齢化社会を迎えるに当たり、これはいかがなものかとも考えるところであります。

そこで、浴場をつくる場所がなければ、これは仕方ないわけですが、そこで私は先回の一般質問の折にも提案をしたことがありましたけれども、できることであればやはり人の集まりやすいあの道の駅が一番条件の適した場所でないかと、私は考えるわけです。それはなぜかという、まず一つ目は国道241号線、そして2号線沿いと重複国道であり集客力があること。二つ目は広い駐車場が完備されていること。三つ目は道の駅内にレストランがあり、または北側には食堂、足寄駅があり、食事ができること。四つ目は足寄の特産品またはお土産品を販売、物販をしていること。五つ目、我が町の道の駅は地域住民または旅館、ホテルの中心的な場所であること。そして六つ目は浴場をつくるに当たり、道の駅のあの場所、フクハラ側、これはちょっと狭いのかもしれないけれど

も、この西側または北側駐車場側にも浴場をつくるだけの面積的場所があること、温泉または浴場をつくるとするなら、私はこのスペースが最も適当な条件の整った場所と考えますが、これについても町長の所見をまず伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） もしも温泉を建てるとしたら、建てるとしたら場所はどこがいいかというお話でございますけれども、場所としてはやはり木村議員おっしゃるように、人がなるべく集まりやすいところとか、歩いてでも行けるようなところというのが最もベストなのだろうとうように思っております。

もともとと言ってみれば銭湯ですね。銭湯だとかというのがあれば、それはやはり近くにあって近くの人たちがみんな利用していたというような、そういう歴史的な部分もあって、やはり住民の方たちが一番住んでいる近くで歩いてでもすぐ行けるというところがやはり一番よい場所ということなのだろうとうように思っております。

ただ、先ほどの話でありますけれども、道の駅、これもまた一つの方法だろうとうふうに思いますけれども、なかなかそうしたらそこに温泉を建てただけの面積があるのかどうかということになると、なかなかこれは難しいのかなとうようにも思っております。

それから先ほど温泉を掘るのに、約1億円ぐらいかかるのではないかと。これは3月の議会に田利議員さんからの質問などでもいろいろございましたけれども、やはり一定の金額がかかり、そしてさらにその上にお風呂を建てるということになると、またさらに数億円かかるとうようなこととなりますので、やはり場所だけでいけばそういうところがいいだろうなとうように思いますけれども、言われるようなところが、本当にそういうところに建てるとうような場所が本当にあるのかどうなのかとうところは、やはり今後も検討していかなければならない部分だとう

ように思っております、先ほども申し上げましたけれども、まずはそういう部分も含めて検討をしていかなければならないのかなとうように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） まずは難しいなと思うわけなのだけれども、この浴場問題、この難題に対し、町民の付託にどのように応えることができるのか、また真剣に考える必要があるのではないかと私は思うわけでありませう。

先回の私の質問では、町としては入浴利用希望者、人員調査はされてなかったというわけでございますが、これは現在約40名から50名のむすびれっじの利用者がいるということが一つ、それからまた足寄町へ仕事で訪れるビジネスマン、それからキャンプ等の旅人または旅行者、町なかに温泉施設がなければ利用したいという町民希望者、これらについて調査済みであれば伺いたい。これこの前は調査してなかったと思うわけなのだけれども、もしあれから2年もたっているわけだから、調査がしてるということであれば伺いたい。もし未調査であれば早急に調査をする必要があると考えるが、これについてもお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 利用者については、先ほど申し上げましたように、3月末現在で55名の登録があると、利用したいという方の登録があるとうことでございますが、実際に実質的に使っている人とうのは、使っていない人もいるとうことで、この55名よりも少ない人数の方が実際むすびれっじのお風呂を使わせていただいているとうようなことになってございます。

そのほかに足寄町を通過される方、それから旅行者の方だとか、そういった方々でお風呂があれば使いたいだとかとう方だとか、それから町内の方の中でもそういう方がいるかどうかだとかとう部分の調査については

行ってはおりません。

なかなか調査も、例えばできる部分とできない部分というのもありまして、通過されていく方のお風呂があったら使いたいだとかという方の希望だとかというのはなかなか簡単には押さえられないと、通過される方々はこのぐらいの人数はいるけれども、その方たちが、そうしたら足寄にお風呂があったらお風呂に入っていかうかなということになるかどうか、だとかというのはなかなか難しいのかなと。

それから、キャンプ場だとかも使われてお風呂に入りたいだとかという、そういう希望の方もいらっしゃるのかなというようには思いますけれども、なかなかそこら辺も調査というのはなかなか難しいのかなというように考えているところであります。

いろいろと温泉があれば、それを使いたいなという人たちはいろいろいるのかもしれませんが、私として考えているのはやはり公衆浴場ということで、お風呂のない方たちがまずはメインですと。それがあって、たまたまキャンプに来た方だとか、それから里見が丘で遊んでいてちょっと汗かいたからお風呂に入っていきたいなだとか、そういうような方たちがいたら、その人たちも入っていけるというぐらいの、そんなに基本はその55名の方たち、それにプラスキャンプに来られる方だとか、そういった形でもしあればそういった方ぐらいの方たちの程度というように考えておまして、大きさだとか、そういったもので考えていけば、そんなに、もしも建てるとしたらとしても、そんなに大きなものが本当に必要なのかということを考えております。

先ほど財政の話、高橋議員からもされておりましたけれども、やはり今後建てていくとすれば、それなりのやはり財政的な負担を必要になってくるわけですから、それが本当にきちんと生きてくるものになっていく、そういうことをやっぱり先々考えなければならぬのかなというように考えているところであ

りまして、そういう調査もなかなか難しいなというように思っておりますけれども、基本はそんなことで、調査するほどの中身としては考えてはいないというところがございます。御理解いただければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） ただいま財政的なこともあると、これ当然財政的なこと、私も厳しいということはわかりながら、わかっているながらこの意見を、質問をしているわけなのです。まずはそこで、十勝管内19市町村の中で、届出のある銭湯、浴場施設は43件あります。これらについて、行政運営のところも多数あります。また業務委託事業で進めているところもあるわけなのだけでも、これについて町として詳細なところがわかればお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 銭湯、町、管内で44件ぐらいがあるということでありますけれども、その詳細については足寄町、本庁では押さえてはおりません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） そこでわからなければこれは仕方ないわけですが、よろしいです。

まずは温泉源を新たに採掘することは一番手っ取り早いことではあるけれども、先ほどもこれ大きな金がかかるということでございます。

そこでこれからの時代、温泉水をタンクローリーで運んでいる施設もあると聞いております。これらを考慮した形の中で、我が町足寄町はこれから将来に向けては、どうすればいいのかと。高齢化社会を迎え、我が町は自然環境には恵まれておりますが、都会と違ってこんな田舎だからこそ抱擁と憩いの場所、または健康と心の癒やしというか、やすらぎというか、必要ではないかと考えるわけ

でございます。

そこで先ほども質問をいたしました、最後にもう一度伺いをしたいと思います。

郊南足寄温泉跡、それからまたこれから公園計画の里見が丘温水プール、そして銀河の里ケアハウス、そしてこれは足寄道の駅温泉、これら4カ所の候補地が考えられるわけですが、足寄町観光のため、または足寄町住民のために、温泉浴場対策について、前向きに進めていけるのか、それとも、まずは行けるとするなら長い時間、期間ではなくして、この結論を出していただきたいと、そういうふうを考えるわけですけれども、この辺について伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 何度もお話をさせていただいておりますし、今までの議会の中の議論の中でも前安久津町長もお話ししてまされども、まず公衆浴場がやっぱり必要だよということは認識をしていると、これは大前提であります。

その上で、できることであれば、民間事業者の方がやっただければというのが次に来てまして、民間事業者の方がやっていただけるということになれば、その建設費だとか、それから運営費だとか、そういったものについても町としてできる限りのバックアップをしたいなというように考えているというのも、これまた今までの議論の中でお話をしているところであります。

そういった上で、なかなか民間事業者の方も主体となってやるというのはなかなか難しいよということがあって、今足寄温泉が廃業されてから2年近くがたってきているというような状況を考えていくときに、それでは足寄町がそれでは主体となってやるべきなのかどうか。町が絶対やらなければならない、公衆浴場がなければそれを町がつくらなければならないという、そういう設置義務みたいなものはないみたいでありますけれども、そうはいつでも町民の中にもそういう温泉施設というか、入浴施設をというような声

もあるという中で、本当に必要なのかどうか、町がやらなければならないのかどうか、そういったことになってくるのだというように思っています。

ひとつそういう中でやはり積極的にそのことを、このことをどうしようかということをもまずは検討していこうというところから始めたいなというように思っています。

先ほど財政的なもの、話もしましたけれども、これも町がやるとすれば、財政的には非常に多くのお金がかかりますし、それから運営していくにも多くのお金とそれから人手がかかるというようなことになってきますので、そういったものも含めて、それから本当にどの場所がいいのかだとか、どういう形で、先ほど温泉を掘るのではなくて運んでくるとかというような話もありましたけれども、そういうこともトータルで含めて考えていったときに、果たして足寄町で財政的にもそれができるのかどうか、そういったことも含めてまずは検討していきましようというところから進めたいなというように考えています。

私も選挙のパンフレットに温浴施設建設に向けて努力いたしますというような中身で書いておりますけれども、まず全く後ろ向きでしませんよということではなくて、そのためには本当に足寄町としてできることがあるのかどうかとといったところ、最終的にできるかどうかわかりません。わかりませんが、努力はしていきたいなというように考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） これから先ですね、やはり町長にも真剣になって、これ考えていってもらいたいと思うわけなのです。これ町長は努力をしますと言ったね、努力をするということはこれは前向きに進んではいくのだけれども、ちょっと難しいことがあったらやめちゃうよということだって、これ努力の一つなわけだから、その辺そうでは

なくして、前向きな形の中でやはり町ができるものなのか、それとも民間業者が、今のところはいいのだけれども、これはやはり努力した形の中で見つけていって、そして進めていけることであれば行くということをややはり私は希望したいわけなのですよね。

それともう一つは、やはり委託、どちらにしたって民間業者にお願いするとしても委託なわけなのだけれども、そんな形の中でまずお願いをしてもらいたいと、そんなふうに思っているところでもあります。

そんなところで、私の一般質問をこれで終わらせていただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） これにて、11番木村明雄君の一般質問を終えます。

ここで暫時休憩をいたします。

10分間休憩をいたします。

11時20分からスタートといたします。

午前11時10分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続けます。

5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 議長の許可を得ましたので、通告書に従って一般質問をいたします。

安心して医療が受けられる国民健康保険に。

日本を世界一の長寿国にしたのは、国民皆保険制度であり、それを支えたのは国民健康保険制度です。国民健康保険は年金生活者、失業者、健保非適用の事業所に勤める労働者、零細経営の自営業者など、所得の低い人が多く加入する医療保険です。高すぎる保険税が加入者にとって過酷な制度となっています。

国保税が高くなっている最大の原因は、国庫負担の削減です。1984年の国保法改悪によって、45%だった医療費に対する国庫負担率は30%程度まで引き下げられています。その結果、1兆円削減されたと指摘され

ています。また、低収入でも高い保険税という構造的な問題の背景に、生活実態を無視した国保税の算定方法があります。収入や資産に応じてかかる応能割（所得割）に加え、応益割（収入に関係なく各世帯に定額でかかる杖道割と家族の人数に応じてかかる均等割）で計算するためです。しかも、国が7対3だった応能割と応益割を5対5へと変更してきたために、人数が多い世帯や低収入世帯ほど重い負担になってきました。子育て世帯などでは、国保と協会けんぽの保険料の格差は約2倍ほどにも広がります。

こうした問題を解決するために、全国知事会、全国市長会、全国町村会等の地方団体は、1兆円の公費投入など、国の財政支援により国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げを求めています。あわせて、子供の均等割軽減への支援制度を創設を要求しています。国の責任で負担軽減を図るよう求めつつ、町の施策として下記の点について質問をいたします。

一つ、足寄町の国保加入者の現状についてお聞かせください。加入世帯（町全体に対する比率）、所得階層別の加入世帯数、収納率、未納世帯数の割合、滞納世帯数について伺います。

2、国民健康保険税の子供の均等割の減免について。

国民健康保険法77条の減免条項で、特別な事情がある場合、市町村の判断できると規定しています。旭川市を初め、全国で軽減策を導入する自治体がふえています。均等割はゼロ歳の赤ちゃんも含め、国保に入る家族がふえるたびに一定額の負担がふえる仕組みです。均等割があるために、国保税の負担は家族の多い世帯にとって、とりわけ重いものとなっています。例えば、足寄町で40歳代の夫婦と未成年の子供2人で年収400万円の世帯の保険税は43万5,500円で、3人目の子供が生まれると1人分、これ訂正します、3万5,900円ふえます。ゼロ歳の赤ちゃんもかかる均等割は、子育て支援にも

逆行するものです。子育てのしやすい足寄町を標榜する町として、均等割の減免をできないか伺います。

3、滞納者への資格証明書や短期保険証の発行や差し押さえなど、加入者への影響と対応について。

国保税の滞納による差し押さえ件数、資格証・短期証の発行数はどれくらいでしょうか。納税者へのペナルティーは命にかかわる問題と捉えた丁寧な対応が必要と考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の「安心して医療が受けられる国民健康保険に」についての一般質問にお答えいたします。

1点目の足寄町の国保加入者の現状についてですが、令和元年5月末現在、国保加入世帯数は1,105世帯あり、町の総世帯数3,507世帯に占める割合は31.51%で、約3割の方が国保に加入しています。

所得階層別の加入世帯数については、平成30年度中、国保に加入履歴がある1,395世帯をもとにして、所得100万円以下が580世帯で比率が41.57%、100万円を超え200万円以下の階層が285世帯で20.43%、200万円を超え600万円以下の世帯は271世帯で19.43%、600万円超過の世帯が259世帯で18.57%となっています。

収納率は、平成30年度分として現年度が99.08%、滞納繰越分が37.71%で、現年分、滞納繰越分を合算した収納率は98.01%となりました。

未納世帯数については、平成30年度は賦課世帯数1,410世帯に対して未納を生じた世帯は69世帯、比率としては4.89%となりました。

滞納世帯数は、複数年度になるため件数で報告しますが、平成31年3月末時点で一般被保険者基礎課税分において36件あり、後期高齢者支援金分、介護納付金分についても34件の滞納がありますが、退職被保険者分

については滞納が解消しました。

2点目の子供の均等割の減免についてですが、国民健康保険税には法が定める7割、5割、2割の軽減がありますが、これを超える軽減についてはその税込不足分を市町村が負担せざるを得ません。

また、平成30年度から国民健康保険は都道府県化されましたが、北海道は統一的な保険料率を設定して賦課せず、各自治体が北海道へ納付金を納める分賦金方式を採用しています。

医療費水準や所得水準の違いから自治体ごとに示す標準保険料率は異なり、各自治体は標準保険料率を参考に納付金に見合った税率で保険税を徴収します。

本町は所得水準が高く、納付金の負担が従前の税収入よりふえたため、激変緩和措置が適用されていますが、北海道の保険料水準の平準化に向けて、この激変緩和措置が徐々に見直され、納付金もふえていくことが見込まれていることから、段階的に保険税率を見直していく必要があると考えております。

議員仰せの子供の均等割を軽減することは、結果として応益割の負担総額を維持すると平等割の増額に頼らざるを得ず、高齢者等低所得者の税負担にも転嫁することになると予測されることから、今後の税負担の増加を踏まえると、子供の均等割の軽減は難しいと考えております。

3点目の国保税の滞納による差し押さえ件数、資格証・短期証の発行数についてですが、まず差し押さえ件数は平成28年度6件、平成29年度9件、平成30年度は7件となっております。

資格証・短期証の運用については、副町長を委員長とする国保税滞納者措置審査委員会で協議をして進めており、今年3月末で資格証1件、短期証11件の対象者がおります。

また資格証の発行については、正規の保険証がないことによって治療がおくれないよう、対象者と十分協議をした上で、医療を受ける特別な事情がある場合は短期証を

発行するなどしており、今後もその時々の状況を踏まえ、丁寧な対応を行っていく所存であります。

以上、田利議員の1点目の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
5番。

○5番（田利正文君） 済みません、答弁が聞きづらくてというか、理解不足で、よく理解し切れなかったのですね。

滞納世帯数がここに36件とあります。いいですね、36件で。滞納世帯の、もっと詰めて聞いたほうがいいかな。私が聞きたいのはこういうことなのですかね。滞納世帯、あるいは未納世帯、滞納は過年度に渡りますけれども、そういう人たちというか、そういう世帯の状況、副町長が中心になって進められているというふうに今言われてましたけれども、状況はきちんとつかまれているということでしょうか。

例えば家族数ですとか、子供小さい子供がいるだとか、あるいは本当に経済的困窮されているだとか、そういう状況ですね。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（佐々木雅宏君） 田利議員の質問にお答えいたします。

町長の答弁の中で、滞納世帯数の件数ということでございますけれども、それとあわせて資格証・短期証とその件数のことが述べられておりましたが、滞納世帯数を件数で報告したのは、どうしても複数年またがって同じ人が滞納しているというケースもございますし、あと既に転出して行って国保の資格はないけれども、滞納として残っているというケースもあろうかと思っておりますので、件数として報告させていただきました。

今資格証・短期証を交付されている方の状況については、収納担当、税務室の収納担当のほうで保険証窓口交付にするなり、本人に来て、お越しいただいて事情等お聞きしながら、こういった措置を行っているというところ

でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 数字がちょっと合わなくて、私戸惑ったのですけれども、一番最初に加入世帯の1,395世帯かと理解していたのですけれども、1,105世帯というふうに町長報告されましたよね。それがそっこのほうが正しいのですね。5月末のことか。3月末ならば、さっきの私の数字でいいのですか。そうでもないですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（佐々木雅宏君） 世帯数の関係と算定のもとになった1,395という数字の乖離ですけれども、世帯数については5月末現在で1,105世帯あってというのは間違いございません。ただ、30年度の比率のもとになった世帯数というのは、1カ月でも2カ月でも賦課、国保税を払っている世帯を含んでという話ですので、ことしの5月時点で資格喪失していれば、その世帯数は含んでおりませんので、どうしてもそういう乖離が出てくるということで、御理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） ではこの1,395というのは間違いではないということですね。わかりました。

滞納の世帯が、さっき何ぼといたつて。36あるということですが、滞納の理由というのは何ですか。一番大きいのを二つ、三つ挙げてほしいと思うのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（佐々木雅宏君） お答えいたします。

滞納の理由として考えられるのは、やはり生活の困窮ですとか、子供が多くてなかなか保険税が払えなかったですとか、という理由が少々あるのではないかとこのように推測しております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） これは他町村の例ですけれども、滞納世帯の主な原因別表というのがこういうふうにつくられているのですね。例えば生活困窮、それから経営不振、これで約6割占めます。そのほかに常時不在ですとか、納付意識が薄いだとか、あるいは私債の返済だとか、傷病世帯、その他で死亡とか、牢屋に入っているだとかというのがありますけれども、こんなふうにして出されております。そして、それに対する対応が丁寧にされているかどうかというところが、今私は一番心配なのです。今住民課長言われたとおり、やっぱり経済的困窮が一番大きいのだと思うのですけれども、そのときにどういふふうに言うか、担当者の方が言うかわかりませんが、窓口に来られてくれというわけですね。来て、そして短期証なり資格証なりを発行するというのだと思うのですけれども、そのときの言い方でもかなり本人にすれば来づらいとか、住民課長の顔を見たくないとか、保険担当者の顔見たくないというふうに思いがあるのではないかと思うのですけれども、その辺の対応はどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（佐々木雅宏君） 滞納の理由ですけれども、多分きっかけとなる要因があったと思うのです。例えば失業したですとか、病気になったですとか、という理由はまず最初にあると思うのですけれども、その後多分働けなければ収入がないので、どんどん生活に困窮していくと、ということで、あるいは借金、サラ金とかに手を出してしまって、債務を抱えてしまうですとか、そういうもろもろの要因が恐らく重なり合って、そういう滞納につながっているのだらうと、私は考えているのですけれども、あとそういう方が窓口に来られたときに、やはり町としても税収は確保したいということはやはりございますので、例えば一緒に債務解消のことを考えてあげるですとか、やはり滞納者の状況に見合っているいろいろと対応しているというふう

に、私は考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 1点目の質問のまとめというのでしょうかね、感じですがけれども、全世帯の約3割何ぼ、4割近くなりますよね、が加入する国保、その加入世帯のうち6割が所得200万円以下が多いという現実を踏まえて、私の見解ですけれども、国保税は高すぎるのではないかと。だから、全国市長会や知事会や、それからもっと言えば町村議長会も入ってますね、これね。というようなことがありまして、今の国保は社会保障としての役割は果たせなくなっているのではないのかというふうに考えているのですけれども、町長どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

確かに200万円以下の所得の方たちだけで、全体としては6割ぐらいを占めるというような形になってございますけれども、国保税につきましても、やはり前の年の収入に応じた税額というのを決めてきて、その中で保険給付ですとか、医療給付ですとか、そういったものやっけていくという形になっていきますので、基本的にこの制度自体が社会保障としての意義が薄れてきているのではないかと。というようなことでもありますけれども、決してそういうことではなくて、やはりこの保険があることによって、議員おっしゃられたように、皆さん国民の健康が守られているというようなことになってきてますので、確かに保険料率、個人個人の負担として高いなと感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、全体としてはやはりそれぞれの前年度の所得に応じた保険料を払っていただくと、保険税を払っていただくという形になっておりますので、そういった部分では、皆さんから負担いただく部分というのは、これは必要な部分なのだというふうに思っています。

その上で、例えば国だとか、からの支援と

いうか、もっと補助金だとかそういったものがふえていけば、もっといいのかもしれませんが、なかなか国の中でもそういう形になかなかないという部分で、町村会ですとか、いろいろな団体でそういう国保に入っている方たちの健康を守るために必要な部分を要望していくというような形になっておりますので、今後もそういう部分で国に求めていく部分、そういったのは必要なかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 今町長が言われたこと、私自身経験してよくわかるのです。というのは、何年か前に心臓手術で入院しました。後から来た請求書見ましたら、約800万円なのですね、医療費が。これは払わなかったらあなた手術できないよと言われてたら、手術しなくていいですよと言わなければならなかったと思うのです。だけれども高額療養費制度がありましたから、そのように払わなくても手術できて、今この場に立っていただけるという状況ありますから、そういう点は十分わかっているつもりです。ただ、皆保険制度が始まったころというのは、農業者とそれから自営業者の方で約6割占めていたのですね、加入者が、国保の加入者が。今は逆に非正規の方が多く、それから無職というのでしょうか、年金生活者、あるいは定年期の方が約6割を占めるという状況になってますから、当然負担能力はもうなくなってきているというのは誰が見ても明らかだと思うのですね。だから全国知事会なども国が1兆円の金を出して、公費を出して、均等割と平等割をなくしなさいという要望をしていることだと思うのですね。そんなこともちょっと触れておきたいなというふうに思います。

2点目ですけれども、子供の均等割の減免についてですけれども、きのうおとついな、たまたま私のところに来た月刊誌がありまして、その中に宮古市の例がありました。たまたまよく読んだら、住民課長言われると

おり、別の予算があって、そこから持ってきて子供の均等割を全廃したのですね、宮古市はね、4月から、という記事がありましたけれども、ここであえていろいろ議論するつもりはありません。というのは、町でどうこうできるものではないという町長の答弁わかりましたので、ただし、少子化対策は待ったなしだと、この思いについては共有できるのだというふうに思っております。国民健康保険制度の構造問題をつくる要因の一つに人頭割、人の頭の数ですね。人頭割、均等割があります。収入のない子供が生まれると負担がふえるという制度の見直しの必要性は多くのところが認めているところだというふうに考えています。

国保の北海道の移行に当たって、道は保険料水準の平準化を目指しているわけですが、同時に保険料は市町村が決定するものであり、それぞれの状況に応じて必要な措置を講ずるなどして決定されるものと、道議会でも答弁されています。こうしたことから、全国では独自に減免する自治体も広がっており、宮古市、岩手県の宮古市では、4月から18歳未満の子供の均等割を全額免除にしました。全国で現在、3月24日現在ですが、23市3町で減免が行われています。全額免除の自治体は3自治体となっています。他の保険制度にはない子供の均等割に対する減免措置は町の総合戦略、子育て支援政策とも十分かみ合うものではないかと考えるところがあります。子育て支援の観点から、十分な検討と実施を求めておきたいと思います。

三つ目ですけれども、滞納者への資格証明証や短期保険証の発行、差し押さえなどについてですけれども、間違っていなければ30年で差し押さえ件数7件ありますね。29年で8件、28年で6件。差し押さえの内容というのはわかるでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（佐々木雅宏君） 滞納処分、差し押さえの内訳ですけれども、平成30年度はその年分の所得税を確定申告したときに、

還付金が出る場合があるのですけれども、資格証、滞納者、交付されている方の中で還付金が出た方がいらっしゃった場合に、その還付金を差し押さえさせていただいていると。29年度、28年度につきましては、それに加えて、例えば給与、あるいは保険、そういったものを一部差し押さえさせていただいたというところがございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 間違っなければですけれども、地方財政法だったでしょうか。差し押さえする場合に、本人は10万円、家族1人について4万5,000円を超えて差し押さえしてはならないとありますが、その辺は守られているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（佐々木雅宏君） 例えば議員仰せのとおり、そこの部分は遵守されているというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 資格証・短期証の発行ですけれども、これも私のほうで押さえるの間違っなければ、30年度で1カ月が3件、3カ月が2件、6カ月が2件、12カ月が4件、短期証が1件となっております。資格証を発行するのに、かかる費用はどのくらいかかるのでしょうか。ちょっとくだらない質問かと思うのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（佐々木雅宏君） 資格証発行するためには、まず既に交付している保険証をまず取り上げる必要がございます。それは例えば有効期限が切れればそのままということもあるかもしれませんが、あと資格証の措置をとるために措置審査委員会でまず措置を決めた後、本人に対して何か特別な事情、弁明することはありませんかということで、文書を送っております。その上で、何も弁明、あるいは特別な事情が申し出がなければ資格証、資格証明書です。正確に言えば、

国未健康保険の資格証明書ということになりますけれども、それを書留なりで郵送させていただいているということになります。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 先ほどの住民課長の答弁では、差し押さえした、あるいは資格証・短期証を発行する場合には、副町長を先頭とする委員会できちんと議論をして、滞納している人などについて、経済状況もきちんと勘案した上でやっているということですので、大丈夫なのだろうと思うのですけれども、本来は1カ月とか3カ月とか6カ月という資格証ですか、これは出すべきでないとは思っているのですよね。調べてみたら、ところが結構出しているのですね、十勝管内でも。9町村で出していますということがわかりました。

なぜかという、言ってしまったほうがいいかな。私が創立以来かかわっている医療法人で十勝勤労者医療協会とあるのですよね。そこのそういう医療機関が加盟している全国組織で、全日本民主医療機関連合会というのがあるのですけれども、そこが毎年だと思っておりますけれども、経済的理由で医療機関にかかれなくて亡くなった事例がないかという調査をしているのですよね。その結果、今回の報告では77件、この民主医療機関連合会の中だけの調査で77件あったのです。例えば、50歳の男性で弟と同居していると。非正規労働者、国保で、高校卒業後ずっと仕事をしていただけでもリーマンショックで首になる。その後、派遣の仕事をしていただけでも、現在やっている交通誘導員の仕事はもう10年以上なると、ですね。ところが数カ月前から体調の不良を感じただけでも、金がなくて病院かからなかったと。病院にかかったときには即入院となり、進行性の直腸がんだと診断されたと。人工肛門の造設、化学療法の効果認められたので、直腸膀胱ろうというのでしょうかね、それを形成したため、がんセンターに入院と。進行性の

尿毒症を生じて透析治療を行ったが4カ月後に亡くなるという事態があったと。そんなような事例が77件載っているわけですがけれども、高齢者だけではなくて、50歳ですよ。こういう方が何かの拍子にこうになってしまうのです。それで我が足寄町で、経済的理由でまかり間違ってもこんなことが絶対に起こってはならないという思いを、私は持っているのですけれども、そのことをぜひ皆さんにも知っていただきたくて、長々とこんなことを紹介したのですけれどもね。

それで一番最後になります。3点目の、今言った資格証の1カ月、3カ月、6カ月というのは、せめてなくすことはできないかという、改めて伺いたいと思いますけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 短期証をなくせないかという御質問でございますけれども、滞納されている方たちにはやはりそれぞれ税の公平性という部分だとか、あるいはその人が払わなくてもいいとかということではないのだろうとは思っておりますけれども、そうやって思って払ってないということではなくて、きつとなかなか大変だろうなというところなのだと思うのですけれども、払うのがですね。そういった部分では、短い期間の中で顔を合わせさせていただいて、その中でいろいろとその方のお話も、事情も聞き、というような機会をやはり多く設けることによって、税金を納めていただけるという、保険税を納めていただけるということもありますし、それからそうやって顔を合わせることによって、顔見知りというか、顔のわかる関係になることによって、例えば何かあったときに、先ほどの話ではありませんけれども、なかなか病院にかかれなかつたとか、そんなことがないようなことになるためにも、やはり短い期間の中で何度も顔を合わせながら話をし、事情を聞き、その方が大変な状況になったときにはすぐ相談に来れるという、そういう環境をやっぱりつくっていくことが必要なのかなというふうに思っておりますので、短期証につ

いては今後も引き続き発行、滞納がなくなれば全然いいのですけれども、滞納がある部分についてはそういうようなのが必要なのかなというように思っておりますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 短期証・資格証を発行された方で、それを持って医療機関にかかったという実績はあるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（佐々木雅宏君） 資格証・短期証を持って、病院に受診した経緯はあるかということなのですけれども、資格証も一応国民健康保険の資格はあるという証明書なので、それを病院に提示すれば、窓口負担は10割になってしまいますけれども、そうした経緯はございます。

短期証なのですが、短期証は今まで広域化される前は、国民健康保険の保険証というのは24カ月の有効期間がありまして、足寄町はそれに対して1、3、6、12という短期証の処分をさせていただいたところなのですけれども、期間は短いのですけれども保険証ですので、それを窓口で提示すれば、当然70歳未満の方であれば自己負担3割で医療機関を受診できるということになります。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 資格証・短期証を持っていて病院行かれた方が、私が聞いたのは、つまり生活困窮しているからこうですよ。だけれども、保険証の資格はあるけれども、行ったら10割払わなければならないとなったら、それで戸惑うのではないですか。金がなくて行けないなということがなかったかということを知りたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（佐々木雅宏君） 大変申しわけございませんでした。

資格証の方が病院受診するとき、例えば自

分でどうしても病気が大変で病院にかかりたいというときは、役場の窓口に来られて短期証を交付するなどの措置をとったことはございます。それを持って、病院を受診したということもございますし、あと、資格証を持って、例えば資格証を持って病院を受診した経緯があるかということになりますと、ございます。ただ、やはり病院のほうからちょっと問い合わせはしたということもございますけれども、その場で10割負担していただいて受診したという経緯は、数は少ないけれども、ございました。

以上です。

○議長（吉田敏男君） ここで暫時休憩をいたします。

昼食のため、1時まで休憩といたします。

午後12時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

5番田利正文君、質疑からお願いいたします。

○5番（田利正文君） 午前中の件で1点だけ、住民課長に聞いておきたいことがあります。

滞納者、未納者というのかな、含めて、払えるのに払わないという人がいるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（佐々木雅宏君） 皆無とは言えないと、私は思っております。

今資格証ですとか、短期証という措置を受けてらっしゃる方、毎月納税誓約を交わして誠実に納めてらっしゃる方もいらっしゃいます。ですけれども、その中にはちょっとおくれがちな方もいらっしゃいますし、ということも、議員仰せのとおり、何でしょう、払えるのに払わないという方が、そうですね、皆無とは言えないかなと。ちょっと適切な表現ではないかもしれませんが。申しわけございません。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） わかりました。

二つ目に入ります。

地域循環型経済の取り組みについて。

住環境・店舗等整備補助金については、当初新築住宅からスタートし、その後住宅及び商店版のリフォームも追加され、地域循環型経済の柱となる役割を果たし、十勝の中でも使い勝手がいい制度とされています。

そこで、この制度が導入されて以来の経過について伺います。

一つ、予算額、申請者数、補助件数、補助額、工事金額、受託業者数、受託業種について、年度ごと及び累計について。

2、この制度が町の経済にどのような影響を与えてきたのか、また、その評価について。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 地域循環型経済の取り組みについての一般質問にお答えをいたします。

住環境・店舗等整備補助金制度は、平成23年度に定住人口の確保と地域経済の活性化を目的として創設され、当初は一般住宅の新築工事のみの対象としておりましたが、平成24年度以降制度改正を行い、住宅の増改築・改修、耐震診断・改修、中古住宅の購入、店舗等の新築、賃貸用住宅等の新築・改修・購入、住宅敷地の外構舗装、カラマツ材を構造部に利用した住宅の新築・増改築等、補助の対象を広げ、これまで多くの町民の皆さんに利用をいただいております。

1点目の制度開始以来の実績についてですが、平成23年度の予算額は400万円で、住宅新築2件に対し、補助額は200万円。平成24年度には、住宅改修等を対象に加えたことから、申請件数も大幅にふえ、平成26年度までの3年間では、予算額は1億1,500万円、件数は559件、補助金は1億1,338万4,000円となりました。平成27年度からは店舗等の新築・改修、中古住宅の購入、自然災害等による改修等にも対象を広げ、予算額は4,000万

円、件数は179件、補助金額は3,972万2,000円。平成28年度は予算額9,250万円、件数は228件、補助金額は6,014万1,000円。平成29年度は予算額は4,000万円、件数は172件、補助金額は3,342万4,000円となりました。

平成28年度に件数及び補助金額が大幅にふえた要因は、大雨災害による住宅改修等の申請件数増によるものでございます。

平成30年度には、賃貸用住宅等の新築・改修等、住宅外構舗装、構造部にカラマツ材を利用した住宅の新築等、さらに対象を広げ、予算額は7,000万円、件数は191件、補助金額は6,573万4,000円となりました。

過去8年間における補助金の合計額は3億1,440万5,000円、工事金額は約27億円に達しました。

また、平成30年度実績であります、本補助金の対象となる工事等を施工した町内関係業者等は34事業者、業種は建築総合、電気設備、機械設備、舗装、板金、左官、建具、内装、大工、外構と多岐にわたっております。

次に、2点目の本制度の経済への影響及び評価についてであります、実績数が示すとおり多くの町民の皆さんに利用される制度として定着してきたと考えております。また、多くの町内関係業者等が工事等の施工にかかわったことにより、地域経済の活性化にも一定の役割を果たしてきたのではないかと考えております。

住環境・店舗等整備補助金制度は、町内に安心して住み続けることができる居住環境づくりと地域経済の活性化を進める上で、大変有効な施策であるため、今後も続けてまいります、次年度以降の財政状況を勘案しつつ、本制度の内容を精査し、見直し等を含め検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げ、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

きます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。5番。

○5番（田利正文君） 最初に、なぜこの地域循環型経済の取り組みを、というのを取り上げたかということなのですけれども、私が13年前に足寄に来たときに、恐ろしいものを知らないものですから、上足寄、上螺湾、稲牛、旭ヶ丘、端から端まで全部回ったのですよね。どこに議員さんがいるとかということ、全く知りませんでしたから。そんなときに、ずっと回っている中で、2年目あたりです、感じたのは、この足寄町、その前に九大の先生の講演があったのです。皆さんがふだん目にしているのは、見なれているから何とも思わないと。だけれども足寄町には磨けば光る原石がごろごろしているのだよという話をされたことがある、講演で。それを聞いてからですね、余計自分の経験と合わせて地域循環型の、地産地消型のといいますか、そういうまちづくりをしなければだめでないかという思いがありまして、事あるたびにそんな話をしてきましたし、一般質問でも取り上げてきました。

ちょうど8年前の6月です。議員になって初めてこの場に立って、今の問題を提案したのですよね。町長の答弁には、この答弁書にきちんとやりますと答弁あったのです。私はもうそのときは頭真っ白ですから、議長に向かって、議長、今の答弁はやるってのですよねと確認したことを覚えているのですよね。そんなことがありまして、その後、当時の副町長の副町長室に行きまして、やると言ったのだけれども、その住宅リフォーム制度がどこまで具体化できているのですかというふうに聞きに行ったのですよ、12月に。そうしたら担当者の方を呼んでくれて、説明を受けたのです。どうだと、これと。あとはあんたがこれを80%と評価するか、120%と評価するかだというふうに言われたことを覚えてます。

その後の12月のときには、今の制度がで

きた後ですから、できたやつをさらに2回目も使えないかと。あるいは商店版にバージョンアップできないかという提案をしましたけれども、そのときには商工業者に対しては補償料、これは全額支援しているから、商店版リフォーム制度については中小企業特別融資制度を活用していただきたいというふうに言って、今は考えていないという提案であったのですよね。ところが今町長の答弁にあるとおり、その後いろいろバージョンアップされて、今の現状になっているということだと思うのです。

それで1点目の再質問に入るわけですがけれども、この制度を活用したことのある人、あるいは受託業者などからさまざまな意見は聞いているとは思いますが、改めて利用したことのある人や、今後利用しようとしている人なども含めて、受託業者などから意見を聞くアンケートというのでしょうか、などをとるなり、感想、意見、要望、あるいは苦情もあるかもしれませんけれども、より今の制度が使い勝手のよいものにするために、多くの声を集めてみるべきではないかという気がするのですけれども、その辺はお考えはないのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今までに活用された方々のアンケートをとってみてはどうかというようにお話でございましたけれども、今のところそれぞれ申請していただいた段階で建築ですとか、その窓口のところでもいろいろお話を聞きながら進めているということもありまして、とりわけ今回改めて使った方々にアンケートをとるといような予定は今のところはございません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） その中でこのまでの使われた方、あるいは施工業者の方の重立った感想といいますか、こんなことがあったよなどと特徴的なことはありますか。あるいは、中にはこういう苦情があったなどとい

うような事例はないでしょうか。あれば教えてほしいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） この制度つくった当時、担当者として企画財政室にいましたので、そのときの6年前、5年前、4年前の感想でございますが、町内業者さんからはこの補助制度ができたことによって、町外に流れていた工事発注等が町内にまさしく来たというところで、本当に僕ら助かるよというか、塗装業者ですとか、屋根の板金の方はもう夏場では仕事を請け負えないぐらいの受注が来ていて、大変に喜ばしいことで、ぜひこれを継続してほしいというお話がありました。

やはり利用者の方は、もうちょっと手厚く補助をしてほしいというようにお話もありませんけれども、他の市町村なり他の制度に比べれば、かなり足寄町としては手厚い制度でございまして、20万円までは10万円の補助、20万円を超えるものについては8分の1というように形で当初やりましたので、かなり手厚い補助ということで、なるべく多くの方に利用されるようにということで、その制度を業者の方が町内のお宅に行き、町がこういう補助制度をやっているの、ぜひこの制度に乗かってリフォームしたらどうかというようにお話もできるということで、業者さんもそういうような使い道でやっている。

個々の制度の使い方として今課題となっておりますのが、例えば簡単に設置できるストーブを補助すると。今補助になっているのですけれども、それはどこにでもすぐ、違う場所でも使い回しができたりするので、基本的に国の補助制度とかでいえば、きちんと設置しなければだめだよという補助制度なのですけれども、ちょっと緩い感じでやっていたりしてましたので、そういう部分でもうちょっと制度としてはもうちょっと絞り込まなくてはいけないかなという感想が、今のところあります。

先ほど町長言われたように、補助申請の相

談をするとき、これ補助になるかい、ならないかい、どうなのとかいうことで、建築のほうとの相談とかもありますので、利用者にはこういうやり方もあるよとかというようなアドバイスもしていつているというところでは、先ほどの利用者のニーズ、業者のニーズがある程度応えていて、それ以上の手厚い補助をするというところまではちょっと町の一般財源でやるべきところではないのかなというふうな感覚であります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 一番最初に住宅、新築住宅に限ってとやったときに、旭町の業者の社長さんにお会いして話を聞いたことがあるのですけれども、100万円の補助だったら帯広の業者が、それ使わなくていいと、私のほうで1軒建てるのだったら200万円差引くからと、こういうふうに言われるのだと。それで太刀打ちできないのだよねという話を聞いたことがありました。そんなことがありまして、これの先進自治体というのでしょうか、宮古市だとか、そういうところなどの実例を聞くと、やっぱり業者や利用者の方からいろいろな意見を集めて、それをさらに改善して、今副町長が言われたような絞り込むところは絞り込む、もっと広くするところは広くするというような改善をしてきているのだというふうに思うのですね。それでそれが爆発的に全国に広がっていったのではないかという気がしています。

それで、ある自治体ではこんなふうな言い方もしているのですけれども、町の税収に影響するのだというのですけれども、そんなのが数字にあらわれるほど影響しているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 税収の部分でありますけれども、とりたててこの事業があったからこれだけ例えば税収が上がったとかというように、大きく目立った税収、例えば業者さんたちの中で収益が上がったとか

という部分での大きな目立った増収というのは、余りないかなというように感じております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 町長の答弁にあるとおり、この8年間で補助額は3億1,440万5,000円、工事金額が27億1,780万4,602円という額になるそうですけれども、約9倍になるのですよ、補助額の。その額の額が地元の業者に限ると、頼むところは、町外の業者に頼んだらだめだということが、縛りがありますからね、地域にこれだけのお金が出回っているのだというふうに思うのですね。それで、私が当初考えていた先進事例などの紹介をしたのですけれども、そういう意味では、きちんと有効に活用しているのだらうというふうに思っています。

それで、これ全く別の話ですけれども、空き家対策の一つとして、老朽化した空き家の解体、あるいはその空き家を事務所や店舗として活用する場合にも、この制度が使えるようにするなんてことは考えていないでしょうか。あるいは検討できないでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

解体の部分については、まだこの事業には入っておりませんが、解体の部分についても今後検討していこうということで考えてはおります。

それから、中古の、例えば今まで使っていない空き家を、例えばそこを空き店舗に使うとか、それから住宅に使いたいというような部分については今の制度で活用ができますので、これについてはぜひ活用していただいて、空き家を少しでも減らすという、もちろんそこには住まなければならないとか、店舗にするだとかとそういうようなのは当然必要になってきますけれども、ぜひとも空き家で、そのままでは置いておいて老朽化するよりは、その前に改修をしていただいて住むと

か店舗に使うとか、そういったことで活用していただけると非常に空き家対策にもなりますし、それからこの住宅環境、そういったものがまたさらによくなっていく、そういった部分につながっていくものというように考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） この住宅リフォーム制度提案するとき、最初私思いついたのは、中小企業振興条例ですとか、それから小規模修繕事業だとかというのがやっている自治体があちこちにありまして、そんなやつをぜひ足寄でもと思ったのですけれども、その後、飛び込んできたのが、この商店版リフォームだとか、住宅街のリフォーム制度だったのですよね。これならばと思ったのです。

それで、最後になるのですけれども、今この自治体でも頭を痛めているのが、少子高齢化、財政の問題、人口減少、地域の疲弊化ではないかというふうに思っています。こうした問題を打開していく一つのキーポイント、あくまでも一つのキーポイントですけれども、地域経済の循環をどうつくるか。あるいは資源とエネルギーの循環をどうつくるか。また、エネルギーの地産地消ですとか、食料の地産地消、あるいは人材の地産地消など、行政や業界、議会、町民が力を合わせて真剣に具体化する価値のある取り組みだというふうに考えています。

7日の日に今建てられているビジネスホテルの見学に行っていました。足寄町産のカラマツを使った軸組金物工法という2階建てのホテルで、断熱材も10センチですか、10センチの足寄町産のカラマツを使ったウッドファイバーという新しい商品を使っていました。これこそ地産地消のいい事例ではないかというふうに思っています。

そこに総務課の参事も来ておりまして、公共施設で26だったかな、のが今こういう木材でつくられていているという報告をしており

ましたけれども、こうした取り組みが民間で行われることもありますので、地域循環型の経済の取り組み、あるいは地産地消の取り組みについて、今後の足寄町としてのこんなことをやりたいとか、こんなことを考えているとか、こんなことを検討してみたいと思っ

ているとかというようなものがあるかどうか、あればぜひ町長の所見を伺いたいと思

います。
○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。
○町長（渡辺俊一君） 地産地消、やはり自分のところでつくったものを自分のところで消費できるという、その中でもものも回り、その中でお金も回りですとか、そういった部分というのはやはり大切なことなのだろうなというように思っておりまして、今まで安久津町長も循環型社会というようなことで取り組みを進めてきておりまして、今までもそういう形で木質ペレットを使って燃料にしたりだとか、そういう地元の産物を使って地元でそれを消費する、そのことによってお金もその中で、地域の中で回るといような取り組みというのはずっと進めてきておりました。

今すぐにこれを取り組みたいだかというものというのは特には今ありませんけれども、しかし地域循環型社会というか、エネルギーだとかも含めて取り組むというのは、やっぱりこれから必要なことなのだろうなというように思っています。

今取り組んでいるのは、例えば温泉から、温泉のお湯からガスを抜いて、それを今度は電気に変えて、熱と電気に変えてというよう

組みを、形として今どういうものをとかというのは特にありませんけれども、そういうことを意識しながらまちづくりに生かしていければというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 最後になります。感想だけ一つ言って終わりたいと思います。

道新の記者が発行した本があるのですね。日本は観光大国、観光立国か、観光立国というような方針を出してますけれども、それについて道新の記者が体験したことをまとめた本なのですけれども、イタリアとスペインだったかな、足寄みたいにどんどん、どんどん廃れていっている地方で、逆に今は食文化で世界でミシュランに五つ星つくというのですか、そういうお店がずらっと並んでいると、小さな田舎町に。そういう町に変わってきたという事例ですとか、そんなこと挙げているのですけれども、その中で最後に言っていましたけれども、足寄であれば足寄に住んでいる方が笑顔で暮らしていることが一番大事だと。そのことを観光客の方が足寄に来て、足寄の住民の方とどこかでお会いしたときに、暗い顔をして落ち込んでいる町民ばかりだったら足寄に魅力はないのですね。けれども、どこに行っても、農村に行っても、足寄の町場に行っても、みんな生き生きとして明るくて楽しそうな町だなというふうに感じられれば、そこに興味を持ってきて、また来てくれるというのです。そういうところがやっぱり大事だとまとめをしてありましたけれども、そのとおりだと思うのですね。まちづくりの関係でいけば。そんなことも含めて、ぜひ検討もしていただきたいし、これからまた引き続き提案もしていきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、5番田利正文君の一般質問を終えます。

次に、9番高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） 議長のお許しをいた

だきましたので、一般質問通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

質問事項。

医療と介護・保健・福祉の連携システムの現状と課題、また今後について。

全国的に少子高齢化による人口減少、高齢化が大きな問題になっている中、当町は「いつまでも安心して暮らし続けられる町」を掲げ、「医療と介護・保健・福祉の連携システム」をいち早く取り入れ、高齢者対策に取り組んできたと思います。

今回の行政執行方針、町長行政報告にもこのシステムをしっかり堅持し、よりよいものに変えていきたいとの思いが感じられました。

このシステム導入以来、当町の社会情勢、社会環境が変化し、住民意識、福祉におけるニーズ等が時とともに変化をしていく中、このシステムの現状と課題について、行政としてどのように考えるか、また、町長の言う新しい新システムをどのようにお考えなのか、以下の質問をいたします。

1、当町の医療の中心となる国保病院を今後どのような方針で運営するのか、現状と課題について。

2、足寄町の高齢化率が年々上昇する中、高齢者世帯、高齢者の単身世帯が増加していると思われるが、現状と今後について。

3、総合支援相談室の果たす役割は非常に重要であると考えますが、現状と課題について。

4、特別養護老人ホーム建てかえとあるが、町長掲げる新たな医療と介護・保健・福祉の連携システムの中、現状をどのようにお考えか。

以上、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高橋秀樹議員の医療と介護・保健・福祉の連携システムの現状と課題、今後についての一般質問にお答えをいたします。

足寄町では、幾つになってもひとりになっ

てもこの町で暮らし続けていくための施策として、医療を中心とする連携の実現に向け、平成22年度から取り組みを進めてまいりました。

医療分野においては、将来を見据えた機能分担を進めるため、平成24年4月から我妻病院の入院病床は介護療養型老人保健施設へ転換し、国保病院は救急医療と入院を必要とする方の治療を行い、しんどう医院を含む町内医療機関との連携を図ってまいりました。

また、福祉課内に総合支援相談室を設置し、帯広市内等の医療機関等を訪問して、町民の退院後の在宅復帰等に向けた支援などに取り組んできたところです。

一方、介護分野では平成24年度に足寄町生活・福祉拠点ゾーン基本構想を策定し、平成25年度以降、高齢者等複合施設むすびれっじを建設し、小規模多機能型居宅介護、地域交流施設、認知症高齢者グループホーム、生活支援長屋を整備し、町民がいつまでも足寄町で生活していけるためのサービス基盤の整備を図ってまいりました。

病院の機能分担開始から7年が経過し、医療・介護を取り巻く環境も大きく変化してきていることから、連携システムの課題整理を行い、新たな連携システムとして再スタートをしていく必要があると考えております。

まず、1点目の、当町の医療の中心となる国保病院を今後どのような方針で運営するのか、現状と課題についての御質問でございますが、病院事業経営を取り巻く環境は、診療報酬改定によるたび重なる診療報酬の引き下げや、地方の多くの病院が抱える人口減少問題、少子高齢化、医師看護師等医療従事者の慢性的な不足など、非常に厳しい状況に置かれております。

国保病院の現状についても例外ではなく、内科部門を除き、年々患者数が減少傾向にある中で、特に入院収益に関しては急性期患者の減少と緩和ケアを必要とする患者が増加するなど、平均在院日数がふえたことで一般入院基本料の基準も下がり、一時期低迷を続け

ておりました。

そのため、今後の病院運営方針について、病院長をトップとして毎月定例で開催されている病院運営会議のほか、院内経営改善検討会議、国保病院経営改善検討委員会等において協議、検討を重ねてまいりました。

その結果、将来的な病床数の見直しなどの検討も視野に入れつつ、当面は現在ある診療科目9科と町内唯一の一般病床60床を維持していくとともに、年平均70%（42床）以上の病床利用率を目標に、検査入院や短期リハビリ目的の入院、帯広等の基幹病院からの転院等、可能な限り積極的に患者を受け入れていくことで、当面は60床あるベッドを最大限に活用して、経営改善及び経営の安定化に結びつけていくことなどの方針が確認されたところであります。

また、当院の置かれている厳しい現状と今後の見通しについて、院内全職員が共有するとともに、具体的目標に向かって意思統一が図られたこともあり、昨年秋以降は平均入院患者数が常時40人前後、一日の最大47人となっておりますけれども、40人前後で推移しており、入院収益は回復傾向にあるところであります。

全国的に地方の公立病院が置かれている現状は、医師や看護師等医療従事者の確保はもちろんのこと、経営的な側面からも非常に厳しい状況にありますが、国保病院が引き続き地域における医療の中心的役割を担い、町内唯一の一般病床を有する救急告示医療機関として、地域住民が24時間365日いつでも安心して医療が受けられる体制を堅持していくために、必要な医療提供体制を確保しつつ経営改善に努め、経営健全化に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

2点目の「足寄町の高齢化率が年々上昇する中高齢者世帯、高齢者の単身世帯が増加していると思われるが、現状と今後について」についてでございますが、足寄町における平成31年3月末の町内の高齢者人口は2,706人、高齢化率は39.5%となっております。

す。

今後の高齢者人口につきましては、第7期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、令和2年度末で2,709人、令和7年度末で2,578人と推計しておりますが、ゼロ歳から64歳の人口の減少が大きいことから、今後高齢化率は上昇し、高齢者世帯、高齢者の単身世帯も増加すると考えております。

3点目の「総合支援相談室の果たす役割は非常に重要であると考えますが、現状と課題について」でございますが、足寄町においては、医療と介護・保健・福祉の連携システムの一環として、高齢者の困りごとをワンストップでお受けする相談窓口として、平成24年度に総合支援相談室を設置し、その中心的な役割を地域包括支援センターが担い、高齢者の困り事・相談に対応するほか、帯広市内等の医療機関等を訪問し、退院後の生活相談、在宅復帰支援等に取り組んできたところでございます。

また、高齢化の進展により、高齢者の困り事は多岐にわたっており、医療・介護の連携強化がますます必要となってきたことから、他職種学習会開催による顔の見える関係づくりの推進、介護支援専門員の支援、認知症対策事業の推進を図ってまいりました。

今後の課題でございますが、いつまでも足寄町で過ごしていただけるまちづくり推進には、要介護状態になることを防止する介護予防の推進、認知症対策、医療や介護、福祉事業所との連携強化、介護人材確保が重要であると考えているほか、安心して暮らせる住まいの整備、地域共生社会の実現に向けた全世代型・全対象型の総合相談支援体制の構築を目指す必要があると考えております。

4点目の特別養護老人ホーム建てかえの関係につきましては、現施設は昭和50年に新築後、増築や大規模改修、設備更新等を行い現在に至っておりますが、老朽化が進み、また建物の構造や設備の関係から、現在主流の

ユニットケアの運用や効率的な運用に制限があり、よりよいケア提供のためにも、特別養護老人ホームの建てかえが必要と考えております。

施設更新の検討には、現施設改修の適否、施設規模、建設予定地、地域密着型特別養護老人ホーム導入の適否、設置主体と運営主体、財源計画、目標整備年次等について、住民ニーズの把握、他町村における類似施設の整備状況、北海道や国との協議等が必要となりますが、まずは町内の医療・福祉・介護の適正なサービス量の検討が急務であると考えております。

現在の医療と介護・保健・福祉の連携システムの一環として、国保病院、医療法人社団三意会、特別養護老人ホーム、福祉課において、入院患者や施設入所者の適正処遇、医療・介護資源の有効活用に向けて定期的な情報交換を行っているところでございますが、今後は町内の医療・介護の適正なサービス量についても協議をしていきたいと考えております。

近年、医療・介護を取り巻く環境が大きく変化していることから、町内関係機関との十分な協議を行い、足寄町に必要なサービスの整備を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、高橋秀樹議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番。

○9番（高橋秀樹君） まずは、先ほど高橋健一議員のほうから一般質問がございましたので、なるべく重複しないような形で質問を進めさせていただきたいと、そのように思っております。

国保病院についての、まずは御質問をさせていただきます。

毎年約5億円の一般会計からの繰入金がございます。この件に関しては、やはり当町といふかな、町民の方はこんなに多い料金なのかというふうな不安に思われる方も非常

に多くいると思っております。

しかし、その中で2億6,000万円程度のものが国から補助金としておりてくると。その中で3億円の中、繰り出しをしているという考えの中、しかしやはりその5億6,000万円という大きなお金を一般会計から繰り入れていくということは、やはりなるべく繰入金を少なくしていけるような状況をつくっていかねばいけないのではないのかなど、そのように考えております。

この件に関して、今後の見通しというか、考え方というのかな、それをまずお伺いをしたいと、そのように思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えをいたします。

一般会計からの繰入金が多額だということで、今後どのように考えているかということでございますが、先ほど高橋健一議員の答弁の中にもありましたが、現在地方公営企業法に基づく基準内の繰り入れということで行っているというところ です。

今まで、この間の経過なのですが、収益的収支の中で申し上げますと、平成18年度まではこれ3億円ぐらいで推移していたということで、その後診療報酬改定ですとか、入院患者の減少ですとか、いろいろな要因が重なって、4億円そして5億円ということで、この間を経過をしているところであり ます。

この間、先生方も一時期3名体制から1名体制ということになったこともございます。それによる収益が大きな影響を受けたということもございました。当時、今新しい新足寄町国民健康保険病院改革プランというのを立てて、それに基づいて進めているわけですが、当時の改革プランというのも立ててまして、その中で3カ年で経営黒字を目標にするということで頑張っていたのですが、やはりなかなか自前の努力だけでは難しいということで、この間来ております。

近年、やはり去年も診療報酬改定がありま

して、人工透析の部分で、これまで右肩上がりで毎年1,000万円以上の診療報酬請求ベースで上がっていたのですが、去年の診療報酬改定によりまして、30年決算これからののですが、それだけで2,000万円近く減る、減収になるのではないかとことを考えておりまして、さらに入院患者が去年の10月ぐらいまでですかね、一時期本当に30人、下手したら20人を下回るぐらいの入院患者になったことも実際ありました。それはやはり施設基準をとるために、当時13対1ということで、今地域入院一般基本料ということで3をとってますが、それが在院日数の関係で長期にわたる入院患者さんは余りたくさん入れられないというか、その入院患者さんばかりでいくと、診療報酬に影響があるということで、回転率もよくなければなら ないだとか、そういったいろいろな要因がありまして、なかなか収益の改善に結びつか なかったというところがありましたが、ある時期から一応入院患者が減ってきたということで、院長先生トップにしてやはりこれは60床あるのだから、この60床を少しでも埋めて、たとえ長期にわたる患者さんが数人いたとしても、これはやはり空けておくよりは入れたほうがいいのではないかと、入院基本料が減ったとしても、ということで、そういう方針のもと改革プランに基づいて改革を進めている、経営改善を進めているという状況であります。それが功を奏して今、去年の10月ぐらいから実は毎月運営会議の中で、病院の幹部が集まって、そこで報告会するのですが、今月も対前年比でいくと約、診療報酬請求ベースで1,000万円弱の金額が上がっているということで、去年の10月ぐらからは右肩で上がってきているということで、引き続き病院としましては、まずこの60床を維持していきたいということで考えております。

ただ、今後いろいろと頑張ってもなかなか入院患者はふえないですとか、人口減少ですとか、診療報酬改定また迫ってきます。そう

いった部分がいろいろとあったときに、やはりこれはベッドのサイズダウンですとか、そういったことも含めて、やはり検討する必要があるのかなというふうには考えております。

それは公立病院の改革プラン、新しいプランの中でもそういうことをうたっておりますので、それに基づいて、これは町内のほかの施設、特養、我妻さんですとか、そういった、しんどうさんもあります、そういったいろいろなベッドの、全体のベッドの中で国保病院のあるべき姿というのをもう一度皆さん、関係の皆さんで話し合いながら進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 今の話、よくわかりました。病院の患者数というより、ベッド数をなるべく減らさないような形をとっていかなければいけないのだと思っております。

足寄町の国保病院では一次救急と、それからいろいろ急性期、回復期、慢性期というふうになっていると思うのですけれども、その入院患者の方の占める割合はどの期というのかな、そういうのが多いのか。また、ターミナルケア、終末期の医療に対して国保病院としてどのような対応をとっていくのか、またどのようなお考えを持っているのかをお聞かせください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えさせていただきます。

まず、患者さんの層ということでよろしいでしょうかね。

国保病院は急性期医療ということで、病院自体はそういった形で担っております。当然救急患者の受け入れをしています。24時間救急病院ということでやっておりますが、最近やはり回復期の患者さん、これもかなりふえてきております。

実際、ターミナルケアの患者さんですが、この患者さんがやはり、日本ではやはり二人

に一人ががんになるという時代です。実際のところ、ここ数年やはりターミナルケアの患者さんがふえてきているのは事実であります。

平均すると、全体の平均ではお亡くなりになれる方もいらっしゃるの、大体常時二、三人の患者さんは入っていらっしゃるということです。

そのターミナルケアの患者さん含めて、当院には医療連携室というところがありまして、そこが窓口になりまして、帯広あたりの基幹病院と連携をしながら最期は足寄でということで、御家族の希望、患者さん本人の希望、御希望ということで、戻ってこられて、国保病院に入院すると。そういったときには、院長先生、お医者さん初め看護師さん、御家族の方、御本人含めてカンファレンスを開いて、今後の計画、そういったものを立てて、その患者さんにとってよりよい方法でケアをしていくというような形で進めております。

私自身、2年前かな、病院に次長でいたときに、自分の祖母も帯広の病院に入院してたのですけれども、そのときには1週間ぐらいでもう危ないのではないと言われてて、何とか最期に自分の家を見たいということで、当時の福祉タクシーですか、あれを利用して、何とかきょうだったら行けるという日に国保病院のほうに入院させていただいて、それは1週間と言われていたのですけれども、実はもう8月のお盆ぐらいまで4カ月生きていただいたという、ということで、本人も本当によかったと、家も見られて、やっぱりの何も思い残すことがないと、私もちょうどそこにいたので、そういったことでやっぱり国保病院の役割としては、そういった部分もやっぱり町民に対して、やはりここに病院があるということがやっぱり町民もやっぱり安心感につながるというふうに思っておりますので、事務長個人の考えですが、ぜひともこの病院は存続させたいということで、今の経営を維持していきたいというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） ターミナルケア、非常に重要だと私は考えております。

やはり終末期を迎える患者さんにおいて、この足寄町でやはり最期はしっかりと亡くなっていきたいと、そういうように思われる方というのは大事にしなければいけないのではないかなと、そういうように考えてます。この部分、しっかりと対応していただければ、そのように考えております。

少々、財政いろいろな面からちょっと変わって、運営面に関して質問をさせていただきたいと、そのように思っています。

病院、それから病棟ですね、を維持していく上でやはり医師、それから看護婦の確保というのは非常に重要なのだと、そのように考えております。

今回、7月に柴崎先生が転院されるということになっております。その中で、今後の町長の行政報告の中にありましたけれども、医師の確保、それから看護婦の確保について、現状について、どのようにお考えなのか、また今後の見通しについて、御質問したいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えさせていただきます。

まず国保病院の職員定数というのが、現在条例で決まっております56名、条例規則で決まっております56名とされております。

31年4月1日現在で、正職員は51名ということで、準職員合わせますと52名ということであります。

職員の内訳でいくと、常勤医が今は5名ということで、看護師、準看護師が28名、薬剤師が1名、検査技術技師が2名と、放射線技師が2名と、臨床工学士3名、理学療法士4名、管理栄養士1名と、プラス事務職員という形になってます、やはり経営は人となりと言われておりますが、公立病院の経営に当

たっては、やはりそこに働く人、これが一番の肝なのかなというふうに思っております。実際やはり地方ではやはり医師だとか看護師、これの確保というのは非常に厳しい、私も実際にそれに、そういう仕事もしているのですが、なかなかやはり足寄まで足を伸ばしていただくというのが難しい状況にあります。そういった中で、当院の院長先生は平成21年から着任されて、既に10年経過しています。今回、柴崎先生が7月末で退職されますが、それ以外の内科医と外科の先生が8年ということで、かなり長期にわたって定着していただいているということで、町民の方々にもかかりつけ医ということでかなり浸透されてきているのかなというふうに思っております。

今回の定例会の初日の行政報告でもさせていただいたのですが、柴崎先生退職ということで、今北海道のほうから地域枠医師が1名ということで配置をされておりますが、今後についてはやはり院長先生ともお話ししているのですが、当面は診療体制に影響が出ない程度で臨時医師も含めて、今交渉しております、ある程度今形に見えてきたというところでありまして、今後はやはり新しい常勤医の招聘についても検討はしていきたいということで考えておりますので、来年以降、地域枠の医師の配置状況だとかも踏まえて、そこは検討していきたいなというふうに考えております。

それと、当院の特徴的なことは、松前の病院でもそういった話があったと思うのですが、研修医これを、研修医ですとか実習生、これはかなり受け入れをしているということで、これが将来いろいろ院長先生もそうなのですけれども、種をいっぱいまいておいて将来的に足寄に、足寄がいいなということで戻ってきていただけるような医師の確保につながればということで、そういったことも近年は取り組んでやっております。

なかなか看護師だとかもやっぱり都市偏在ということで、確保が難しいわけなのです

が、そういった不足分を派遣会社ですとか、そういったところで看護師さんの派遣をお願いしたり、あとは医師等修学資金って足寄町であります、それで借り入れされていた看護師さんが、実はここ何年か毎年、ことしも二人今外来で配置して、皆さんもし病院に行かれたら新人が二人いると思うのですけれども、そういったことで継続して、そういった部分の取り組みも構想しているということで、引き続きそこも福祉課と連携をしながらやっていきたいなと思っております。

あと、薬剤師も実は今一人だったのですけれども、ちょっと今たまたまいろいろなところ当たってまして、一人足寄で働きたいという方も、ちょっとまだ決定ではないのですが、そういった30代の方でちょうど後継で今の薬剤師の後継になるような方がちょっと見つかうぞうだということで、そういった部分では、少しずつ苦しい中でも何とか今後も確保に向けて努力はしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 看護師、それから医師の確保というのは非常に重要だと考えております。

今、事務長のほうから研修医とか医学生の受け入れも積極的に行って頑張っているよというふうなお声もいただきました。やはり当町にとって、国保病院を守っていかなければいけないという中で、財政面もちろんそうです、人的面もしっかりと捉えていかなければいけないのだと、そういうふうに思っている中、しっかりと上のほうよろしく願いしたいと思います。

それで、あと本年4月に十勝管内の広尾町で国保病院が道内の公立病院として初めて地方独立行政法人化されました、というニュースがあります。当町、足寄町はそういうふうなお考えはあるのか。また、そういう見通し等々いろいろ含めた中で、どのようなお考え

を持っているのか、お聞かせを願います。

○議長（吉田敏男君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

この問題は去年あたりから新聞報道等で多々目にされた方がいるのではないかなと思います。関心のあるところなのかなと思います。私もいろいろ広尾の独法化ということで、この間ちょっといろいろと勉強しました。

病院の経営形態というのは、今ここは公設公営なのですけれども、独法化ですとか、公設民営、公設民営は池田がやっていますね。独法化は広尾町ということで、管内ではそういう形でやっています。そのほかに民間譲渡という形もあると思うのですけれども、一応そういったいろいろな種類ある中で、恐らく全部適用というのがあります、うちは、うちの病院は一部適用で、全部適用というのは要するにいろいろな人事権だとか、そういったものをその設置者というのですか、管理者に全て権限を与えると、そういうような形の病院が大きな市だとか、そういうところは結構あります。

独立行政法人というのは、要するにちょっと難しいのですけれども、その地域において確実に実施されることが必要な事務事業であって、地方公共団体がみずから主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合に必ずしも実施されないおそれがあるものということで、ちょっとなかなかわかりづらいのですが、いわゆる地方独立行政法人化にするということは、町が、自治体が会社を設立して、実際の運営は民間にやっていただくと、医療のプロということで、民間に委ねるといふことの形になります。

実際広尾町の国保病院が独法化になったということ、この一番大きな引き金というのは、実はお医者さんが退職されるということがあって、そういったことが大きな引き金になったというふうに言われております。

当院としては、一応院長先生とも話したの

ですが、今はこの60床を維持して堅持していくということですので、今は地方独立行政法人化については考えてはおりません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 独立行政法人化については私もちょっと調べたのですけれども、やはりちょっとまだ早いのかなというふうには思っている部分もございます。

その中で、いろいろと今財政面なり、病床なり等々ケアを含めた中で御質問させていただきました。

町長として、足寄町の国保病院をどのような方向性で今後運営をしていくのかというお考えを、もしあるのであれば、足寄町をしっかりと、国保病院をしっかりと堅持していかなくてはいけないのだというふうに思っておりますので、そこら辺に関して町長の御意見のほうを、御所見のほうをいただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） ちょっとお待ちください。

ここで暫時休憩をいたします。

ちょっと長くとります。15分から始めます。2時15分。

午後 2時00分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

町長の答弁から始めます。

答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 国保病院の運営方針といえますか、今後どうしていくのかといった部分のお話でございますけれども、足寄町において高齢化が進んできているという中で、やはりどうしても病院、介護施設というのはこれからの足寄町にとっては絶対必要な施設であるというふうに考えております。

そして、例えば帯広の病院に行くとしても、1時間以上もかかるというようなことありますから、そういった意味では、入院が

できて入院病床を持っている、そういう病院がやはり足寄になれば、安心して住民の方たちが暮らしていけないということになるかというように思っておりますので、やはり直営を堅持できれば、なるべく直営で国保病院を堅持をしていくと、今の体制を整えていかなければならないというふうに考えているところであります。

先日、足寄に出先機関のある方とちょっとお話をしましたら、たまたまそのときにもお話あったのですけれども、やはり足寄に行ってくれと、要するに異動させるときに、やはりそこに病院と学校がなければそこになかなか行ってくれとは言えないというようなお話も聞きました。やはりそういうことなのかなというように思っており、やはり安心してそこに転勤していく、と頼むにはやっぱりそこが安心して安全な場所であったりとか、子供の教育がきちんとできたりだとか、そういった場所でなければなかなか転勤もしてくれとか、やっぱり言えないというようなことなのだというように思っています。そういった意味で、やはり病院というのはやはり必要なものであるというように考えています。

できることならやっぱり直営というのは、やはり民間の病院という、いろいろな形もありますけれども、もしもその中で、これもやはり民間の病院となれば採算性の問題だとかというのがありますので、その中でどうしても採算が合わなければ撤退をするだとか、ということも考えられるわけですね。そういうことを考えていくと、やはり安定的に足寄町内に病院を持つ、多少赤字になっても、町民の理解をいただきながら、そこに繰り入れもできる、そういう直営の病院があることがやはり望ましいのかなというように思っています。

そういった意味で、これまでも今5億円を超えてますけれども、それに近いぐらいの繰り入れをしながら、やっぱり堅持してきているという、直営を堅持してきているというのは、やはり町民の安全・安心のためというこ

とと、それをやはり議会の場でも認めていただいているというのは、町民の方たちもやはり病院がなければならぬということを認めていただいているものというように考えているところでもあります。

そういった意味で、今後もできるだけ、できる限り、やっぱり直営で病院を、国保病院を持っていくというのがやっぱり理想的なのかなというように思っています。

ただ、先ほどいろいろお話もありましたけれども、今入院されている方は40人ぐらい、最大では47人ぐらいでしょうか、というようなこともありますし、60床という病床を持つわけでもありますけれども、これもやはり時代の流れとともに、そういうそれだけの病床が必要がなくなるというようなことが、先の見通しが立ってくるような状況になってくれば、またその時点でその中身の見直しというのもやっぱり図っていかねばならないとは思いますが、現状としては院長も、院長先生もこの60床をなるべく満床に近づけるような形で経営を改善していく、経営をしていきますよということでもありますので、足寄町としてはやはり国保病院をきちんとやっぱり運営をしていくと、直営で運営をしていくということを今後も続けていきたいというように考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 非常に町長、落ちついたトーンで、厚い思いを語っていただいたのかなと思います。

そうですね、私としてもやはり安心して足寄町で生活していける中の一つとして、この国保病院しっかりと直営で堅持していくと。多少赤字になってもという、ちょっと言葉は語弊がありますけれども、しっかりとここを守っていくという思い、それは皆さんと一緒に進めていきたいなど、そういうふうに考えております。

続いて、2番目の質問に移らせていただき

ます。

足寄町の高齢化率が上昇しているという形になっております。先日、先日というか、選挙のときでも、各議員さん、いろいろと足寄町内回られて肌身で感じたことだと、そのように思います。高齢化が進んでいるなど。

これをどういうふうにして、改善できるのか。そんな特効薬などというのは、今さらながらないというふうに思っております。

その中、やはり老老介護なりの方々というのが非常に多くなってきているのかなというふうに見受けられるところが多々ございました。その中、私も1軒、老老介護やっている方がいらっしゃいまして、即多分、多分もう地べたというか、自分の家の中を本当は歩いていているような、そういう住民の方がいらっしゃって、これもう何とかしないといけないなと思って、即福祉課のほうに連絡をさせていただきました。福祉課のほうである程度その状況等々踏まえておりますというふうなお話をいただきながら、いろいろとケアをしていったのですけれども。やはり高齢化で、世帯もしくはまた単身者の世帯も非常にふえている。その中で、足寄町が、こちらに書いてあるのですけれども、2,706名という形で高齢化の人たちがいる。足寄町の高齢化世帯、それから単身者世帯の数というのは、福祉課のほうでは押さえていらっしゃるのか、まずその辺をお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 今高橋議員のほうから御質問のありました町内のひとり暮らし高齢者と高齢者夫婦世帯の数かと思うのですけれども、先ほど町長のほうから答弁申し上げたのは、住民基本台帳からの数字でございまして、民生委員さんが各世帯を回られて確認をした結果の数字といたしまして、町内の70歳以上ですが、70歳以上のひとり暮らしの高齢者は419人、高齢者夫婦世帯は381世帯というふうに押さえていただいております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 非常に多い数字なのかなと、そのように思っております。

この数字を見て、ちょっとびっくりしてはいるのですが、やはりこういう人たちを民生委員さんと一緒にケアをして、見回るといったらいいのですけれども、やはり地域の住民の方がその方々を、ある意味見守っている状況というのがあるんですね。そういう民生委員さんの声を聞いて、福祉課としてどこまで対応ができるのか。あったのはですね、鍵がないのです。中から鍵閉めているので、そこのお宅に入っていこうにも鍵がなくて入っていけないだとか、そういう状況が見受けられたのです。そのときに民間人として入って、近所だから知ってるから入っていいのかな、そうではなくて、もし何らかの事情で倒れていたという、なったときに、それこそどこに連絡していいのかな、何をやらいいのかなですら、僕もちょっと悩んでしまったという部分があるのです。その中で、福祉課としてはそういう世帯が現状ある中、どういうふうな見守りというのか、ケアというのかを進めていく考えがあるのか、その辺についてお伺いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの高橋議員の質問にお答えします。

先ほど申し上げました数字は民生委員さんに押さえていただいた数字なので、お元気な方といろいろケアの必要な方といらっしゃる方で、全てが支援が必要という方ではございませんので、まずそこがひとつちょっとお話ししておきたいところなのですが、先ほどおっしゃったような、例えばひとり暮らしの方で、ひとり暮らしでも高齢者世帯でもなのですから、御近所の方から福祉課のほうに確かにしばらく姿が見えないとか、カーテンが開かないとかいうような連絡をいただくことがございます。その場合につきましては、福祉課も、何というのでしょうか、窓を割って入るとかというふうにはならないの

で、警察の方に立ち会っていただきますとか、そうでなければ御近所の方に立ち会っていただきますとか、とりあえず緊急性によっては御近所の方に立ち会っていただいて、窓を割るとかということもあるかと思えます。大体的場合は警察の方に立ち会っていただくことが多いかなと思えます。

あとは支援をしているケアマネさんがついているのですとか、福祉課のほうで御家族の電話番号をわかっている場合がございます、そういうときにはまずはそこに踏み込む前に、御近所の方、知り合いの方、御親族の方というようなところにまずは連絡をして、御本人の安否を確認するというをまずやっております。

見守りなのですから、民生委員さんといっても毎日回ってらっしゃるわけではないので、まずは御近所の方なのかなというふうに思っております。最近はやっぱ隣の方とか、自治会の方とかが回覧を持っていったとか、あとは新聞がたまっているとか、そのように毎日毎日ちょっとでもかかわっている方からの情報がやっぱ一番確実な情報で、幾らケアマネさんがついていたりとか、福祉課がかかわっていても、毎日確認をしているわけではございませんので、まずはやっぱ先ほど高橋健一議員さんもおっしゃってましたけれども、まずはきずなといいますかね、その御近所の方、自治会というのがまず一番大事なのかなというふうに思っています。

あと、ケアをしている方というのは、たまに何日かに一回訪問したりとか、デイサービスに通われたりしているので、そういう方からも連絡をいただきながら、かかわっている方全体で情報を共有しながら支援をしていくという形になっているかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） よく理解をいたしました。

やはり地域の御近所さんがそういうような

形でやはり目を光らすというわけではないですけれども、ある程度気にとめていただきながら、そういうみんなでの高齢化に当たっている人たちに対して、目を向けていくというのは必要だと、改めて感じさせていただいております。

こちらの答弁書のほうには、何年だ、令和7年末をピークに64歳以上の人口が減少していくという、そのようにうたってございます。これも一応踏まえながら、次の質問に移らせていただきたいと、そのように思っております。

総合支援相談施設ですね。これに関してなのですけれども、私非常に重要な、この医療・介護・福祉、ごめんなさい、医療・介護・保健・福祉の連携システムの中で非常に重要な、ある意味キーの部署だと、そのように判断をさせていただいております。というのは、住民の方と一番近いところの存在にいる。そして、医療機関なり、福祉施設との連携もしっかりとらなければいけないという形で、そこにかかわってくる、何というのかな、重さというかが非常に大きいのだというふうに思っております。現状は福祉課として、この総合支援相談室の役割について再度どのような、このシステムの中でかかわりを持っているのか、お伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 総合支援相談室におきましては、高齢者のどのような困り事にもお答えするという事で、相談をお受けして適切なお返事につなぐ、それと本当に困り事で福祉課で対応できるものであれば、福祉課で対応するというようなことで、まずはやっております。そういう意味では、ちょっと先ほど町長からも説明させてもらったと思うのですが、ワンストップでお受けする相談窓口ということで平成24年から整備されたものです。

あと、困り事とか相談に対応するほか、帯広市内とか町外の病院、老健施設等に入院された方とかが、その後どのような退院後の生

活をされるかというような生活相談にも応じておりまして、町民のまずは在宅に復帰できるのか、それとも次の施設をお探しのかなというような相談にもお受けしているところです。

高齢化が進展と、あと地域共生社会ということで、今障害のほうも一緒にということで、高齢者も障害者もそれも地域の中で一緒に生活していくということが今言われておりますので、高齢者に限らず今後は福祉、介護、医療、全てまとまって住民の生活を支えていくような体制づくりというのは、今後必要なのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 福祉課さんのイメージ的なものがわかりました。

ここで病院の事務長にお伺いをしたいのですけれども、現状総合支援相談室とのかかわり合いはどのような形を今現状としてとられているのか、今後どのような、病院としてどのような方向性を望んでいるのかというのがございましたら、答弁のほうお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） お答えいたします。

当院は平成21年の4月に国保病院の中に医療連携室というものを設置しております。この医療連携室というものが、主な仕事は患者さんと家族の入院に関する御相談ですとか、退院時の在宅療養、施設入所にかかわることですとか、転入院に関する相談業務、そのほか福祉課との調整、関係機関との調整ということで、さまざまな連絡調整、情報共有ということで行っているところです。

実際のところ、ことしの3月末に、その連携室の職員が1名退職したということで、その後現在は看護師長が連携室の次長職ということで兼務していただいて、そこが窓口になって連絡調整ということで、外来病棟含めて取り組んでいるところであります。

将来的にはやはり院長先生ともお話したのですが、院内に専属のソーシャルワーカーですとか、社会福祉士ですとか、そういった専門職を病院単独で配置するというのもちょっと視野に入れていったほうがいいのではないかという話も、今院長先生との間でお話をしておりまして、これはまだ確定したことではありませんが、今後は福祉課、町のほうとも協議をさせていただいて、福祉課との連携の中で単独の配置がいいのかどうかも含めて、再度検討をこれからしていくということで、現在福祉課との間で協議、それも含めた協議を、3月だったかな、3月ですね、つい最近、そういった協議を、福祉課と当院のほうで協議をしております。今後もその協議を進めて、行政執行方針の中でも新しいという名前が入ってましたが、これから新たに再度問題点や何かを洗い出してスターラインに立つということで、改めて協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） ちょっと新しい、新しいというか、病院自体でもソーシャルケースワーカーでしたっけ、ソーシャルワーカーでしたっけ、を置きながらやっていきたいというふうなお考えを持っているのをいただきました。

総合支援相談室、私が何でこれ重要だと思っているかという、基本的には総合的、要するにその患者さんに対して一番近いところで、その患者さんの悩みだとか、困り事だとかをしっかりと聞いている。それを受けたケアマネさんだとか、いろいろな方が、例えば病院に行ってこの人はこういう状況ですよと。介護施設に行ってこの人はこういう状況ですよと、だからこういうふうな形でこちらのほうに進めていきたいのですよと。その連携がうまくとれるのが一番ベターだと思っています。要するにワンストップとおっしゃったのですけれども、その一人の患者をみていくときに、そこで例えば病院でその

人がいて、片や福祉課でまた違う人がいてとなると、結局その患者さんの思いが伝わらなくなる可能性があるのだなというふうに、僕は思うのですけれども、その辺の具体ではないでしょうけれども、医療との連携というのは、ちょっと今僕の中では余りにもちょっと想定外の回答だったものですから、その辺のことについて、福祉課さんとしてはどのようなお考えを持って、今の病院事務長のお話もあった中で、総合支援相談室をどのように運営していこうというふうに思っているのか、お伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 今の高橋議員の質問にお答えいたします。

まず、住民といいますか、支援をする方の一番身近にいる方は確かに在宅のケアマネさん、もしくは福祉課というふうになるかと思えますけれども、入院をしているときに、全ての方に病院にいる連携室の職員がかかわっているわけではなくて、入院をされたときに医療を必要とする方に関してかかわっていくのかなと思うのですよね。そのときにケアマネさんから情報を得て、そして医療のほうから情報を得て、そして病院の医療連携室がそれを調整する、その後のことを調整する、一緒に考えるというような形が望ましいのかなと思うのですけれども、今までは福祉課の職員が病院の職員と兼務していて、両方の情報を共有して支援をしていたところなのですが、今の形としては今は福祉課の職員は病院にはおりませんので、今現在といたしましては、まずは福祉課、例えば福祉課がかかわっている方でしたら、病院と今週1回院長先生も含めて、あと医療連携室の次長の看護師長と病棟の看護師さんを含めて、週1回情報交換をする場を設けておりまして、そこで今後の、退院後の、入院している方、もしくはそこにかかっている、外来でかかっている方についての情報交換をして、何か支援が、今後両方の連携をして必要な支援があれば、そこで相談している。あとは月に2回、機能回復

訓練をやっている方の、入院している方についての情報交換をするというような、月6回程度の情報交換の場を今設けておまして、そこは今は在宅は福祉課なり在宅のほかのケアマネさんが担って、そこを病院といろいろ連携をしながら、役割分担をしながらやるというのが今できる形かなというふうに思っています。

今後もし病院に専門的に連携室の職員を置くとしても、その方とも、その方もし病院の職員だと、兼務をしてない病院の職員だとしても、そこは綿密に連絡をとり合いながら、情報交換をして町民の支援をしていくという形になるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 難しいですね。やはりこれね、僕、このシステムの中で、総合支援相談室というのはすごく重要な役割だというふうに僕的には思っていた部分というのは非常に多くて、すごくいろいろな業務を一手にこなさなければいけないのだなというふうな部署だというふうに理解しています。

例えば医療と分割して介護だというふうに分割してしまったら、そんなのは普通の医療行為だったり、介護行為だったりだという、そこを病院もそれから介護施設もうまく連携をさせて、そここのところの患者さんのやっぱり不具合等々がないような形をつくっていくというのが、僕はこのシステムの一番いいところなのだというふうに、僕的には判断をさせていただいております。その中で、その方法が、もちろん僕その方法はよくないですよと言っているわけではないのですけれども、何だろう、週に一度なのか二度なのか、よくわからないのですけれども、その辺の連携をもっと綿密にとれるような方式があるのであれば、それが一番ベターな方法なのだろうなど。患者さんにとって一番ベターなやり方なのだろうなというふうに思っているのですけれども、町長どうなのですかね、その辺

は。

何かね、医療の現場と福祉の現場とで何かいまいちかみ合っていないのかなと。そのところの連携がうまくとれてないのかなと。今答弁しか聞いてないので。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） やはり私も総合支援相談室というのがやはり、やっぱり一番の中心になる、そういう組織だというふうに思っています。今高橋議員から、先ほどもお話ありましたけれども、やっぱりそこが中心になって動いていくものだろうというふうに思っています。

それというのは、やっぱりこれから住民の方たちが一番相談のしやすい場所、困り事を何でも相談所ですよということですので、いろいろなことを相談ができる場所だというふうに思っています。

病院の中にある医療連携室というのはやはり、これはやはり町民の方みんなということではなくて、やはりそこに入院されている方たちが、今入院しているけれども、例えばこの後帯広の病院に行かなければならないだとか、また帯広行ってまた今後戻ってくるだとかというときにまた病院にだとかという、そういうような相談、やっぱり基本的には病院の中の入院患者さんだとか、通院している患者さんだとか、その家族だとか、そういう方たちの御相談の場所というようになるやというように思っています。

基本的には足寄町にある国保病院を中心に、老健あづまさんだとか、それからクリニックもありますけれども、しんどうさんの病院だとか、それから特別養護老人ホームがあったり、それからむすびれっじがあったり、それぞれこういういろいろな機関がある中で、その機関の中でそれぞれが情報交換をし合いながらということで、基本的には定期的に行うものは月何回とかとありますけれども、その人その人、個人個人で相談に来たときに、これ緊急性があるよ、これ次は病院につなげなければだめですよとか、これは老健

ですよだとか、特養ですよだとかという、それぞれのいろいろな施設に直接連絡しなければならぬだとか、そういった部分では、それは月何回ですからとかということ、それまで待ってくださいとかということではなくて、その都度その都度連絡はとり合えると、そういう場になっているということで、それが今まで以上に定期的に連携をする、情報を共有をする場がふえたということで、いろいろな場でも言われますけれども、顔の見える関係といいますか、いろいろな施設の、施設、病院の間で顔の見える関係ができ上がってきて、何かあったときにこの人のことでは、例えば病院だよねと。病院のほうに連絡が、こういう病院のほうに相談があったときにはこれから介護の施設だとか、そういった例えば一時的にむすびれっじだとか、そういった相談がされてきたときに、やはりその場その場できちんと連絡がとり合いやすい。このことはあの人に連絡すれば次つなげてもらえるのだとかという、そういう関係性ができるといっているように思っています。だからそういった意味で、月に何回も連携する、情報の共有をする機会を持つことによって、そういう関係ができ、そして何かあったときには連絡がすぐとり合えられると、そういう関係ができ、これからだんだんもっとより密にできているのではないかなというふうに考えています。

ですから、高橋議員おっしゃられるように、総合支援相談室、これはやはりやっぱり重要な役割を担っていくというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 何となくわかりました。

町長の御答弁の中、安心して暮らせる住まいの整備、地域共生社会の実現に向けた全世代のどうのこうのと書いてますけれども、今これ初めて見たのですけれども、どういう、具体的に何かあるのですかね、これ。安心して

て暮らせる住まいの整備というのというのは。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） いろいろな状況によって、どこがいいのかという話にもなってくるのだと思います。例えば自宅で住み続けていただけるというのはやっぱり一番いいことだというように思っています。

例えば先ほども話ありましたが、単身であっても、それから老人夫婦世帯であっても、やはりできることならばやっぱり自分の家で住み続けたいというのが、やっぱり一番だというように思っています。ただ、そういう状況でなくなったときに、自宅ではなかなか難しいよとなったときに、例えば一時的にむすびれっじの長屋だとかを使わせてもらうだとか、それからショートステイだとか、そういったところが、そういう施設があって、そういったところにうまくつながって生活をそこでしていける。もしかすると、その場で何日か過ごしてきたときに、後でまた自宅に戻ってこれるかもしれないだとか、最終的に例えばどうしても体調すぐれないというか、介護が必要になって例えば特養、特別養護老人ホームが最期の住まいになっていくだとか、いろいろなケースがあるというふうに思うのですけれども、いずれにしてもその人その人それぞれに合った住まいというか、安全で安心して生活ができる、そういうスペースがやっぱり必ず必要であって、そういったものをきちんと整備していければ、幾つになってもひとりになっても安心して、足寄で生活ができるという、そういう町になっていくのかなというように考えているところであります。御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 答弁書の中で突然そういう、安心して暮らせる住まいの整備という、いきなり文言が出てきたので、またこれ改めて高齢者世帯に関して新しい整備の、要

するに生活しやすい場所を提供できるような補助金でも出てくるのかなというふうにちょっと考えたのですけれども、そうではないということは理解しました。

続きまして、特別養護老人ホームの建てかえについてお伺いをさせていただきます。

特別養護老人ホーム、こちらの答弁書にもうたわれているのですね。建築年数大分たっております。老朽化して大変だという形になってます。今主流のユニットケアの形ではなく病院型のシステムを取り入れてやっているというふうになっております。

やはり先ほどもあったように令和7年ですか、をピークに高齢者の人口割合が減少していくという実質的数字が見えてきました。これから約5年、6年後のところに町としては試算をしているのだらうと、そういうふうに思ってます。

今現状として、特別養護老人ホームの待機者数というのはたしか非常に少なくなっていると、そういうように私のほうは認識をしておりますが、それを勘案していくと、どのような、もちろん希望的なものだとか、そういうのが重要になってくるのであらうと思いません。私の考える中では、今の現状の特別養護老人ホームと同じ規模のサイズのものをつくるのか。ある意味、5年後なり10年後にはそのベッド数が本当に必要なかというふうに僕的には思ってます。

端的に言わせていただくと、基本的に今の特別養護老人ホームを病院型として残しておいて、新たにユニットケア型の老人、地域密着型の特別養護老人ホームを建てると。それで人口が高齢者の方が減っていくときとうまく合わせながら、今の特養のほうを少しずつベッド数を減らしていく。こちらのユニットケアに関してはそのまま継続をしていくという考え方が、僕は一番、僕の中では今一番ベターな考え方なのであらうなというふうに思ってます。

そのすみ分け等々に関して、町長のほうは建てかえというふうなイメージを持たれて、

一応こちらの答弁書にはいろいろなこと書いてございますけれども、今現状としてどのようなお考えなのか。もちろん年次等々も含めてであると思うのですけれども、その辺の考え方というのはもう少し明確にさせていただければなというふうに思うのですが、町長の御所見をお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今いろいろとお話ありがとうございましたけれども、やはり施設の規模だとか、そういったものが今後どうなっていくのかという部分になってくるのかなというふうに思っています。

お話もありましたように、以前は特別養護老人ホームの申込者、待機者というのが、100人を超えるようなぐらい多くいた時代もありましたけれども、今介護度が3以上というようなことになってきて、だんだん入れる人たちの介護度というのは重たい、比較的重たい方たちというようになってきた部分だとかもあって、今現状でいくと、十数名というようなぐらいの待機者となっているということでもあります。そういうことを考えていきますと、本当に今後建てる時期によって、今56床の特別養護老人ホームでありますけれども、その同じ規模の特別養護老人ホームが必要なかどうなのかということを、やはりちょっとどうなのかなと感じるところであります。

ただ現状でいけば、実際には53名ぐらいの入所者がいて、やはり50名を超える入所者がいるわけですから、その時点になって何人になるかわかりませんが、やはり50名近い方たちが入所が必要だよということでもありますし、今後申し込みをしていくような人たちがどういう、数がどう推移していくのかといった部分なども含めて、やっぱりなかなかちょっと見え切れていない部分というのがあのかなというふうに思っています。

ただ今後の状況として言えば、やはり特別養護老人ホームは今56床でありますけれども、それは少しずつ入所が減っていくのだらう

うなということで考えておりますので、規模的には今の56床も必要ないのではないかと考えているところであります。

かえって、今認知症だとか、そういう方たちがだんだんふえてきているということでありまして、かえって特別養護老人ホームよりも認知症のグループホームですとか、そういったものが今後でいけば必要になってくるのかなというところでありまして、ことし4月からむすびれっじのところまで9床ふえて18床になっていますけれども、そういったものも含めて、今後の動向を推計したり、それから本当に必要なサービス量というか、そういったもの、先ほどの回答の中にもございませけれども、そういったものをやはりきちんと調査しながら、推計しながら今後の建てるに当たっては、そういったものを勘案しながら本当にどれだけ必要なのかというのを、やはりきちんと押さえながら、建設をしていくということになるのかなというふうに思っています。

昭和50年に今の特別養護老人ホームは建てられておりますけれども、もう45年近くたっております。そういった意味では老朽化も非常に進んできているというようなこともあって、やはり今の場所から建てかえというのがやっぱり一番ベストなのかなというふうに思っています。

今のところを残してだとかというようなことも考えられなくはないのですけれども、そういったことも今後のニーズというか、サービス量の検討なども含めた検討の中で、十分に検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） そうですね、やっぱり老朽化が進んでいるのは本当に著しいですね。ここのところやっぱり早目に建てかえなり、やっぱり介護、必要な方が暮らしやすい環境をつくっていかなければいけないところに、現状もう差しかかっているのだなと思います。この年次計画を多分含めた中で、

まだ具体的な計画はないとは思ってはいるのですけれども、やはりその辺というのは早急な形でとり進めていくことが、私は一番ベターなのであろうというふうに考えております。

その中でやっぱり認知症の18床にふえたというのもありますし、どのぐらいの規模かも本当適当なものを今ここで話ししてもどうしようもないことなのですけれども、余り大きなものを建てると、今度医療介護保険料がまた上がってしまうぞという可能性も十分に含まさるということになりますので、その辺はなるべくであれば、なるべくお金をかけないような形をとっていただけるようなことも考えていただければなど、そのように考えております。そうですね。

今回いろいろと質問をさせていただきました。医療と介護・保健・福祉の連携システムの中ですね、改めて国保病院の役割と、それからもちろん特別養護老人ホームの役割、それから新型老健の介護老人保健施設のあづまさんと、の役割ですね、お伺いをしたいと、そのように思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） それぞれ役割分担をしながらということで、医療・介護・保健・福祉、この連携システムの中でやはり一番もとに、一番と出だしにもなってます医療というのはやっぱり中心になっています。そういった意味で国保病院が果たす役割というのは、入院施設も持っている、患者さんたちを受け入れる、そういうところにあって、そこが基本的にそこから次のところというような形になっていくのかなというところで、一番基本となるところが国保病院なのかなというふうに思っています。

そして、例えば病院の中で、医療的には大分必要がなくなってきたけれども、介護が必要だよというような人たちがいる場合については新型老健というか、我妻さんのあづまの里でしたか、老健施設が、これが必要であって、そこで介護、それと若干医療が必要であるという方たちが入る施設と。特別養護

老人ホームは、今度はそういった意味では、医療的な行為というのはほぼない。介護だけが必要だよという、そういう施設になってます。あと、むすびれっじがございますけれども、これにグループホーム、それから小規模多機能、それから長屋というような、そういう機能があって、その施設は連携を図りながら、例えばまずは医療がやっぱりどうしても必要だよという方たちは国保病院ですとか、それからしんどうさんだとか、それから我妻のクリニックですか、クリニックのほうだとか、そういったところに行っていただくようになりますけれども、その後介護が必要になってくるよということになると、老健であったり特別養護老人ホームであったり、そういったところになります。とりわけ介護が必要でも医療行為も若干必要になってくるよというような人は、やはり老健のほうになる。なるべくそういったところからまた在宅に戻っていきける、そういった人たちについては、とりあえず退院はしたけれども、やっぱりひとりではなかなかちょっと生活していくには、ちょっと不安が残るなだとかいうような人たちについては、むすびれっじだとか長屋だとか、そういったところで一時的に住んでいただいて、若干見守りも受けながら、それがなれてきて在宅に戻っていきけるというような形になっていくのかなというように思っています。

それから小規模多機能ですか、小規模多機能などではやはり介護が必要にならないよととかいうような介護予防だとか何かも含めて、そういう施設になってますので、そこが病院も含めて、そういう施設が連携をとりながら、足寄町の方たちが足寄で住み続けるため、一人でも幾つになっても足寄で住めるよというのをこう連携をしながらやっていかなければならない。

その中で、先ほど話がありましたけれども、総合支援相談室だとか、そういったところが核になりながら、その人に合った場所を提供していくとか、そこに誘導していく

とか、そういった形で今ある施設を有効に活用しながら、最終的に在宅に戻れる人は在宅に、どうしても施設でなければならない人は特別養護老人ホームにだとかというようなことで、すみ分けとかいうか、自分たちが一番適している場所で生活をしていくということになっていくのかなというように思っています。

今やはりそういった意味で、特別養護老人ホームが56床の施設がありますし、それから老健あづまさんの施設が50床のベッドがあります。それから国保病院は60床だとか、それから生活支援長屋は20部屋ですかね、ぐらいありますので、そういったところをうまく活用して今後の高齢化社会に向けて、足寄町で住んでいくための、足寄町で暮らしていけるための、そういう介護・医療・保健・福祉の連携システムというのをつくり上げていかなければならないのかなと。それがきちんとうまく連携ができて、うまく回っていけば、ほかの町に最終的に行かなくても済むというような、そういう町になっていくのではないかなというように考えているところでもあります。役割分担といったような、そんな形になるのかなというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 今役割分担のお話をいただきました。

今の足寄町の取り巻く環境というのは非常に、何というのかな、微妙なとかいうか、大変な状況になってきているというふうに思っているのです。やはり国保病院が軸となって、しっかりと足寄の医療を支えていくと。そしてやはり介護が必要な方、重度の方は特老のほうに行っていただくと。ある意味、我妻さんに関しては、医療行為が必要な方がそちらに行っていただくといったら、ちょっとあれなのかもしれませんけれども、そういうようなすみ分けがしっかりとできつつ、私はあるのかなというふうに感じております。

その中でやはり、このどこが欠けてもこのシステムが成り立たなくなる可能性が非常に大きくなっているのだと思っております。

まだこれ先、5年、6年は恐らく介護は必要な人というのは、今後ふえていくのであろうというふうに思っておりますので、その辺のことに關して、しっかりとお考えを持って新たな特別養護老人ホーム等々つくっていただければと、考えていただければというふうに考えております。

今回、いろいろと質問をさせていただきました。その中で、やはり町長の新システムというところというのは、やはりもうちょっとしっかりとアピールをしていただければありがたいかなと思います。

それで、あと今現状のシステムをもっと町内外に知らしめていくというのは、非常に必要なのかなというふうに、僕的には考えてます。足寄町のホームページ見ると、非常に、これ何年前の、一体全体、やつがそこにのっかっているのだと。そのまま更新もされずに、これアピールにもならないし、全く何にもならないよと。そういうような感があります。ホームページ、ここには載ってないですけども、一応基本的にはそういうシステムをやっぱり堅持していく、そしてなおかつ町内外にアピールするという意味で、ホームページの最新は必要だと思っておりますけれども、その辺に關して、多分総務課長だと思いますが、きょう何もお話をしていないので、しっかりと答弁をいただきたいと、そのように思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） ホームページの内容につきましては、総務課所管でございます。以前、私が住民課長のときにも、ホームページ等、例えば住民課でしたら自治会活動のことをもっとPRすべきではないかという御指摘もいただいておりますし、そういうことも勘案して、私も町のホームページを見て、実際更新されていない内容がかなりございます。今後、情報管理の担当もおりますの

で、ほかの課にも積極的にこちらのほうから周知をして、ホームページについてはしっかりと更新するように通知というか、言ってまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 総務課長のしっかりとした御答弁をいただきましたので、そのように皆さんに通達をお願いいたします。

最後に、このシステム、私本当にいいシステムだと思っております。これをよりよくしていくためにやっぱり一丸となって進んでいただきたいと思いますなど、そのように思います。

最後に町長の熱き思いをまた最後に聞きながら、私の一般質問にかえさせていただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 話の中身はなかなか繰り返になってしまう部分も多くあるかと思っておりますけれども、やはり先ほども言いましたけれども、やはり今足寄町にとって、病院、医療と介護というのは、これはやっぱり重要なものであって、足寄町に欠かすことのできないものだというふうに考えております。

これからの高齢社会、既に高齢化社会になってはいますけれども、だんだん高齢化が進んでいく中では、やはり安心して医療に、病院にかかれる、そして仮に自分の体がどこか介護が必要になるような状況になったときに、介護がすぐにお願ひできると。そういうような町というのが、やはりこれから安心して暮らしていける町ということになっていくのかなというふうに思っています。

そういった意味で、国保病院、それからあづまさんや、それからしんどう医院さん、そういったところとも連携をしながら、やはり足寄町の町民に安心していつでも必要な医療が受けられると、そういう体制をやっぱりつくっていかねばならないだろうというふうに思っています。

それから介護につきましても、やはり特別

養護老人ホーム、これが足寄町の中では一番大きな施設になるのかなというように思っていますけれども、ここの建てかえというのは、やはり老朽化なども含めて、やはりしていかなければなりませんし、そのことと合わせて介護のサービス、本当に今十分足りているのかどうなのか、本当に必要なサービス量というのはどのぐらいなのかというのを含めて、検討していかなければなりませんし、特別養護老人ホームの改築というのも、改築、それから新築というのも、これもまた急務の課題であるというように考えているところであります。

今後とも議会の皆さん方に理解をいただきながら、医療も介護も町民の心配のないような形で進めていけるように頑張っていきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、9番高橋秀樹君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、6月14日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 3時13分 散会